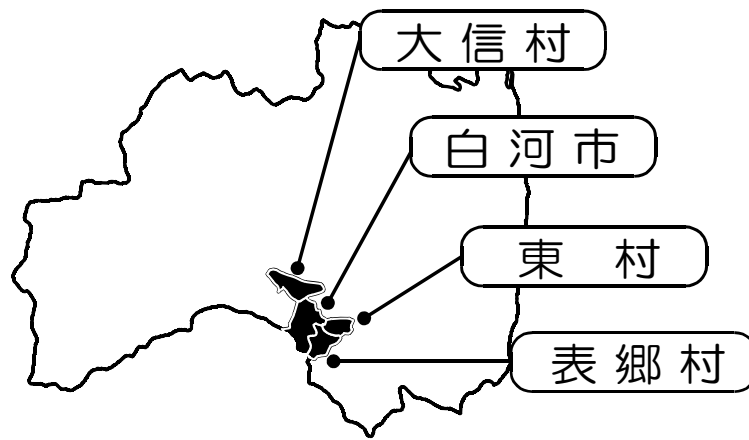


## 第 5 回

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

## 会議資料



日時 平成16年9月9日（木）午後1時30分

場所 白河市役所 正庁

## 第5回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会次第

### 1 開 会

### 2 委嘱状の交付

### 3 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

### 4 議 事

#### (1) 会議録署名人の指名

#### (2) 報告事項

報告第17号 第4回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

報告第18号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約について

報告第19号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約に関する協定書について

報告第20号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会諸規程等について

報告第21号 東村の加入に伴う確認済合併協定項目の取扱いについて

#### (3) 協議事項1

協議第34号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議運営規程(案)について

協議第35号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議傍聴要綱(案)について

協議第36号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録等公開要綱(案)について

協議第37号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会小委員会規程(案)について

協議第38号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について

協議第39号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第2号)(案)について

協議第40号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協議スケジュール(案)について

#### (4) 継続協議事項

協議第15号 財産の取扱いについて【継続協議】

協議第16号 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【継続協議】

協議第26号 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務/保育関係)について【継続協議】

(5) 協議事項2

協議第41号 各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／窓口関係）について

協議第42号 各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／建設関係）について

協議第43号 各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／上下水道関係）について

協議第44号 各種事務事業の取扱い（教育に関する事務／学校教育関係）について

(6) その他

①第6回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

4 閉 会

報告第17号

第4回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

第4回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 第4回白河市・表郷村・大信村合併協議会議事内容要旨

日 時	平成16年8月25日(水)午後1時30分～午後5時23分
場 所	大信村農村環境改善センター
出席者	出席者(委員30名 顧問2名) 欠席者(0名)
	協議会規約第9条第4項の規定により会長(白河市長)が議長となり議事進行を行った。
	<p>前回の協議会において、穂積栄治委員より要望があった「新市建設計画に関する小委員会」の設置について、成井会長より正副会長会議での協議結果が報告された。</p> <p>計画の策定作業が2ヶ月ほど遅れる見込みであること、各市村議会での議決が整えば、9月1日から東村が協議会に加入することから、東村長を加えた正副会長会議であらためて検討することとする。</p>
	<p><b>(1) 会議録署名人の指名</b></p> <p>会議録署名人として、横井孝夫委員(白河市)、矢口秀章委員(表郷村)、大竹徳一委員(大信村)を指名した。</p>
報告第14号	<p><b>(2) 報告事項</b></p> <p>報告第14号 第3回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>質問等なく了承された。</p>
報告第15号	<p>報告第15号 東村の合併協議会への加入申し込みについて 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>質問等なく了承された。</p>
報告第16号	<p>報告第16号 議会の議員の定数等に関する小委員会協議経過について 議会の議員の定数等に関する小委員会大高正人委員長から内容説明の後、質疑応答</p> <p>小委員会の協議経過について了承された。</p>

協議第 15 号  
(継続協議)

### (3) 継続協議事項

協議第 15 号 財産の取扱いについて【継続協議】

事務局から内容説明の後、質疑応答。

#### 中根静委員

表郷村としては、再度調査した結果、財産の取扱いについて、原案のとおり提案させていただきたい。

#### 星吉明委員

樋ヶ沢地区について、住民に意見を求めた結果、財産区として残して欲しいという内容で一致した。暖かく理解ある協議をお願いしたい。

#### 深谷久雄委員

8月23日に、財産区の取扱いについて白河市議会全議員で検討した。地域の心情を察し認めるという意見やなぜ合併するのかといった原点に帰って再度検討すべきといった慎重論など一致した結論は出ていないため、再度継続協議としていただきたい。前回の協議会で、事務局に事務レベルからの再調整をお願いしたが、どのような経過になっているか。森林整備計画、森林施業計画が行われてきたのか、財産として、樹種、樹齢、在積量など今後活用できるのかどうかの判断材料となる資料がほしい。

#### 事務局長 (木村全孝)

大信村で調整した内容をもとに、分科会にはなじまない項目として、専門部会から調整したものである。

#### 深谷久雄委員

市議会の中で説明するためには、整備計画や施業計画といった説得力のある資料が必要である。再度継続協議をお願いしたい。

#### 事務局次長兼調整班長 (鈴木昌美)

概ね40～50年生、樹種は松、杉が主であるが、具体的な数字は未確認のため、森林台帳をもとに、樹木の樹種、樹齢、本数について次回の協議会で報告する。

また、整備計画、施業計画等は策定されていない。

#### 議長 (成井英夫会長)

質問の項目については、整理をした上、後日、各委員に配布させていただく。

#### 鈴木勇一委員

財産の取扱いについては、継続協議が続いている。合併の事務手続き上遅延が出るのではないかと。樋ヶ沢については大信村の固有の財産ということを知っていただき、速やかに審議を進めてほしい。

#### 議長 (成井英夫会長)

調整を要するため継続協議とする。ただし、今回は決定させることで了解願いたい。

調整が必要なため、継続審議とする。

協議第 16 号  
(継続協議)

協議第 16 号 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【継続協議】  
事務局から内容説明の後、質疑応答

#### 穂積栄治委員

村議会で話し合いをした。地域自治区設置の方向でお願いしたいと考えている。  
区長について、調整内容の「3. 地域自治区に特別職の区長を置く。」の後に「なお、市長は区長の選任にあたり地域協議会の意見を参考とする」との文面の追加及び区長の設定期間を 4 年とした上で協議したい。

#### 深谷久雄委員

白河市議会でも話し合いを行った。合併するにあたり、新市として一日も早い一体化を図る必要がある、財政的なコスト論を考え合わせた上でも、地域審議会でのよいのではないかという意見や区長の任期を 5 年にしてもよいのではないかといった意見が出ているが、それ以降話し合いが進展しない。地域審議会や地域自治区の選択が、議員の定数、任期、在任特例といったものに影響してくるのではないかといった意見も出されている。

東村が協議会に加入する予定もあることから、東村も含めて再度検討するのが望ましく、再度継続協議を希望する。

#### 佐川京子委員

前回と同じく地域審議会でのよいと考えている。  
調整項目の住所表示に関する特例で「地域自治区の名称を冠する」とは、地域自治区となった場合、必ず地域自治区の名称が市の名称に続くという理解でよいか。

#### 事務局総括次長（中島博）

住所表示に関する特例においては、区の名称を必ず冠せなければならないが、その名称はそれぞれの協議にまかされている。「〇〇市表郷村」でも「〇〇市表郷」でも構わない。区の名称より下の部分は町名・字名の取扱いとして他の協定項目で定めることになっている。

#### 佐川京子委員

自治区の名称を冠せなければならないとなると、住所表示ひとつをとっても新市の一体感が得られにくいのではないかと。また、住所は長いよりは短くと思うのが住民の素直な感情である。東村の協議会加入もあり、この項目は継続協議とし、じっくり話し合ったほうがよいと思う。

#### 議長（成井英夫会長）

自分の町村の名称を残したいと思う人も多い。省くということばかりではないということをおいて欲しい。

#### 渡部泰夫副会長

昔からの地名を大事にしたいというのが大方の意見である。

#### 滝田国男副会長

渡部副会長の意見に同感である。愛着のある名称を何かの形で残せないかという考え方は根強い。故郷を離れた人ですらそのように思う。村としての名前は消えるので、少しでも形として残せるものが必要だと思う。住所表示では、西白河郡の部分が減り、

	<p>字名の取扱いの調整により少なからず短くなることも考えられる。愛着を優先することも必要である。</p> <p><b>深谷美佐子委員</b></p> <p>地域自治区は一応 10 年間という区切りをつけている。村の名前が消える住民の不安感に配慮し、自治区をおくことが最善のまとまりやすさにつながると考えている。自治区を設置したからといって、一体化が図れないということではない。</p> <p><b>佐川京子委員</b></p> <p>今回の合併はあくまでも対等合併である。吸収合併ならば、吸収される不安を考慮し地域自治区をおくことも考えられるが、対等合併であれば地域審議会でも十分役割を果たすのではないか。</p> <p><b>議長（成井英夫会長）</b></p> <p>具体案の提示がないと協議が先に進まない。各委員において、具体的な提案を次回の協議会で示していただきたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">調整が必要なため、継続審議とする。</div>
<p>協議第 23 号 (継続協議)</p>	<p>協議第 23 号 行政区の取扱いについて【継続協議】</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>前回の協議会で、表郷村の地区集会施設の維持管理費の調整期間を 10 年間と提案したが、表郷ばかり突出した要望をしても理解が得られないと考え、不均一課税の期間の 5 年と合わせ、調整期間を 5 年とすることで協議させてほしい。</p> <p><b>三森繁委員</b></p> <p>なぜ合併するのかを各委員は再認識するべきである。各自治体がスリム化し、さらに合併を重ねていかないとやっていけない状況にある。それぞれの地域で、原資を確保しようとする予算の取り合いになってしまう。白河市の固定資産税は 2 村より 0.1% 多い 1.5% で市民に理解を求めている。対等合併だから白河市も 2 村と同じくするとどうなるのか。集会所の経費を負担できないという問題でなく、多くの税収が減ってしまう。3 年でも最大の譲歩であり、原案どおりの 3 年での可決をお願いしたい。</p> <p><b>議長（成井英夫会長）</b></p> <p>互譲の精神が合併協議には大切である。互いに理解し話し合いをしていただきたい。</p> <p><b>滝田副会長</b></p> <p>行政区に財政的に支援をするのが村全体の考え方である。</p> <p>苦しい台所事情ながら、住民の気持ちを合併に導くための 5 ヶ年という考え方は、急激な変化に伴う住民の感情に配慮した内容となっている。合併することによって得られる交付税の緩和措置も 10 年の間にはあるので、特例された期間の中で、短い期間であってもすり合わせができるような配慮をいただきたい。住民サービスの段階的な負担増の理解を得られるように努力したい。</p>



**荒井一郎委員**

三森委員の意見も理解できる。表郷村の住民サービスにおいて、合併して得られるメリットが少ない。せめてこのくらいは2年延長して5年としていただきたい。

**添田勝治委員**

目的は合併実現のためということは、大信の委員、村民ともによく理解している。調整が進むにつれ、住民負担の増加に対する不満の声も出てきている。村民の第一の要望は、愛着ある樋ヶ沢を財産区として残すということであるので理解願いたい。表郷村の集会所については、新築時、多くの住民負担があったにもかかわらず、さらに維持費の負担が加われば不満の声もあがるだろう。このことを考慮して調整期間を3年から5年にする案には、個人的な考えであるが、賛成である。穂積委員や地域の代表の方々は、なんとか5年で住民の理解を得られるような方向で進んで欲しいと思う。白河の委員の皆さんも十分理解し、協議していただきたいと思う。

2時37分暫時休議

2時50分再開

**深谷久雄委員**

先ほど添田勝治委員から、熱い想いと大信の事情をお話いただき、その想いもわかる。財産区の問題は事務レベルの資料の依頼をした。行政区の問題も穂積委員から前回に引き続き事情の説明を受けた。荒井委員からの厳しい発言を含めて、白河市委員3名と事務局を含めて協議した結果、大きく合併をしようという意気込みのなかで、その想いを酌んで、穂積委員からの提案どおりで了承したい。

表郷村の地区集会施設の維持管理費については、合併年度の翌年度から5カ年度において段階的に調整するものと修正し、全会一致で承認された。

1. 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。
2. 外務員制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、表郷村と大信村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。
3. 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報償の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。
4. 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から5カ年度において段階的に調整する。
5. 新市における行政区長の名称及び身分の取扱いについては、合併時までに調整する。

協議第26号  
(継続協議)

協議第26号 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する業務/保育関係について)  
【継続協議】  
事務局から内容説明の後、質疑応答

### 橋本良示委員

調整項目の2番の保育料について、「国の基準の50～70%を目標にする」とあるが、自分なりに、大信村の保育料の現況を国の基準と比較、計算してみた。

大信村の保育料は10階層に区分されており、全体で20段階の保育料が設定されている。一番低いところでC-1の3歳以上児で約24%、高いところでD2の3歳未満児の約70%となっている。

国の基準の50%と70%を算出し、現在の保育料と比較検討してみた。仮に保育料が一律50%とした場合、現在100名いる児童の中で58名が、70%とした場合、90名の児童の保育料が値上げになる。40%に設定した場合でも36名の児童の保育料が値上げになる。

大信村の保育料が白河市、表郷村と比較して安いのは、村の一般会計からの支出が多い。昭和56年に保育所を開設して以来、保育料を低く設定し、若い世代の夫婦が子供を預けやすい環境を作ってきた経緯がある。保育料や村営住宅が安いと転入してくる若い世代の夫婦もいる。村営住宅や村の宅地造成事業により人口の定住化、過疎化対策、安い保育料で少子化対策を行い、若い世代の夫婦が住みやすい村づくりを行ってきた。平成11年福島県の調査では、人口1000人あたりの出生率が県下で第4位、自然増では2位となったこともあった。今回の合併協議において、大信村民の約55%が、中心部が発展し周辺部が取り残されるといった新市においての過疎化、約32%が公共料金等の住民負担の増加を心配している。これは、協議会委員である自分も同様の考えである。

このような大信村の経緯を理解していただき、できる限りの経過的措置として、保育料の3年後の統一ではなく、税金等の取扱い同様に5年後の統一とし、国基準の下限を50%よりも低い40%程度と設定していただきたい。

### 深谷美佐子委員

保育料について、「合併後3年目途に統一する」を排除するべきではないか。利便性を考えた場合、一律同じ保育料である必要はない。その地区の過疎化対策としても有効と思うが、一律同じ保育料でなければならないのか。

### 事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）

県内、全国的な事務事業の調整を見ている範囲内では、複数の保育料を設定した事例は見当たらない。

### 深谷美佐子委員

保育料に大きな開きがある中で、利用者は利便性と各家庭の家計を考え合わせて、居住地を選んで保育所を利用しながら働いている。前例がないということだが、保育料の統一化を計らず、それぞれの地域で決めてよいのではないのか。

### 深谷久雄委員

住民説明会では、財源的なものを計算した上で、保育料に限らず現状のままの住民負担で今後やっていけるという説明をしてきたのか、合併をしないとやっていけないという説明をしてきたのか。

**事務局総括次長（加藤俊夫）**

事務局として3市村の住民説明会に出席をしたが、住民負担の具体的な説明までは行っていない。

**穂積栄治委員**

住民説明会では、具体的な説明はされていないが、「サービスは高く、料金等の負担は低く」といった説明があったと思う。

**議長（成井英夫会長）**

基本はそうに話しているものが多いが、私に尋ねられた時は、ものによっては、高くなるものもあると説明した。議会でもそのように答えている。

**深谷久雄委員**

合併は、いいことづくめではない。今以上に負担は多くなり、サービスも低下するという懸念の中で、現状を維持しながら、よい方向へ導かなければならない。

保育料に関しても、白河市が大信村の基準と同じくしたら大変なことになる。大信村はこの保育料に一般財源を投入している。新市の中で、50%~70%を目標としながら調整するとした案の中で協議をし、今後の新市の建設に向かっていけるようお願いしたい。

**星吉明委員**

大信でも表郷でも、勤め先が白河の父兄が多い。職場の近くの保育所に子供を預け、表郷、大信の保育所はがら空き、白河の保育所は満員ということも考えられる。地域によって給料の格差もある。大信村が子育て支援のために一般財源から支出しているのは、過疎化を防ぐやむをえない処置であることを、よく考慮していただきたい。

**穂積栄治委員**

合併に際して、料金は、必ず高いほうに調整しなければならないものなのかという疑問がある。合併の目標のひとつに均衡ある発展ということも謳われている。地域で料金体系が違ってよいのではないか。さらに、少子化に対応していくためには、保育料の値上げはすべきではない。財政事情が変わって値上げしなければならない時さえ、均衡ある割合で値上げし、合わせていくような方向で行くべきである。表郷でも国の基準の50%~70%とすると、負担増になるケースが多いように感じる。現行のまま調整していただきたい。

**議長（成井英夫会長）**

現行のままでは、難しいので提案している。斟酌していただきたい。

**鈴木克彦委員**

現行のままですべてやっていくのは、難しいといった意見が大半だと思う。昔と違い1人当たりの教育費が多くかかり、共働きでないとやっていけないのが現実である。地方で先鞭をつけるという意味でも、子供を増やす政策を新市で行っていくという考えを持つのはよいことと思う。できる範囲での行政の負担のボーダーラインの見直しが必要である。

保育料を統一する、または、地域ごとに料金を変える事に関しては、できないという結論は出ていない。調べる時間をとってその後の結論とすればよいと思う。新しい市

	<p>で子供を増やすという意味でも重要な問題である。</p> <p><b>議長（成井英夫会長）</b></p> <p>保育料については、正副会長のなかで何度も協議している。国の基準の 40%～70%ではないかという話もでている。十分に話し合いが必要なため、継続審議とする。</p> <p>調整が必要なため、継続審議とする。</p>
<p>協議第 28 号</p>	<p><b>（４）協議事項</b></p> <p>協議第 28 号 使用料、手数料の取扱いについて 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市及び大信村の例により統一する。</li> <li>2. 道路占用料、河川流水占用料、公共物占用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</li> <li>3. 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び駐車場の使用に関する入居者負担については、現行のとおりとする。</li> <li>4. 公営住宅合併処理浄化槽の使用に関する入居者負担については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。</li> <li>5. 都市計画関係使用料及び手数料については、合併時に白河市の例により統一する。</li> <li>6. 屋外広告物手数料については、現行のとおりとする。</li> </ol>
<p>協議第 29 号</p>	<p>協議第 29 号 国民健康保険事業の取扱いについて 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p><b>深谷美佐子委員</b></p> <p>51 ページに 1 人当りの調定額があるが、モデルを作ったの調定額なのか。</p> <p><b>事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</b></p> <p>平成 16 年度の課税実績である。</p> <p><b>深谷美佐子委員</b></p> <p>住民説明会の資料とするため、モデル世帯を設定し、具体的な家族構成で算出した資料が欲しい。</p> <p><b>事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</b></p> <p>モデル世帯を仮定し、算定した資料を提出する。</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険税の賦課方法については、保険税率統一年度より医療分、介護分とも 4 方式を採用し、課税割合については平準化を図るものとする。</li> <li>2. 国民健康保険税の税率については、合併年度及びこれに続く 5 年度間は、市町村の</li> </ol>

	<p>合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により調整を行うものとする。</p> <p>また、新市において、国民健康保険運営協議会を設置し、不均一課税期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 保険税の軽減については、合併年度及びこれに続く5年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度より7割、5割、2割とする。</li> <li>4. 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</li> <li>5. 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。</li> <li>6. 国民健康保険保健事業のうち、人間ドックについては、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、健康優良世帯記念品贈呈事業並びに家庭常備薬配付事業については、合併年度の翌年度から廃止する。</li> <li>7. 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</li> </ol> <p>4時5分暫時休議 4時15分再開</p>
<p>協議第30号</p>	<p>協議第30号 介護保険事業の取扱いについて 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>保険料が18年度から統一となれば、年寄りからすると合併してすぐ保険料があがったということになる。年寄りの立場を考慮した調整も必要となる。</p> <p>表郷が、15年に保険料の改定を行った際、当分の間やっていけるという試算の元に基準額を設定した。このような過程も含めて、21年度からの統一としていただきたい。その間にあげなければならない事態が出たときには、自治区の間で調整する方法を取ってはどうか。</p> <p><b>議長（成井英夫会長）</b></p> <p>介護保険は、たとえば18年度は黒字、19年度はとんとん、20年度は赤字になるのが普通である。在宅介護がどこの市町村でも増えている状況においては、大変厳しいものがある。</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>表郷村の委員で協議したい。暫時休議を願う。</p> <p>4時40分暫時休議 4時50分再開</p>

	<p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>表郷村の委員と話し合いを持った。介護保険事業について調整方針に従うことを了承する。</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新市において策定する第3期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）の中で調整を図り、平成18年度から統一する。</li> <li>第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</li> <li>保険料の減免については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</li> <li>保険給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>利用者負担軽減については、合併時まで調整するものとし、合併年度は現行のとおりとする。</li> <li>老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、3市村の現在の計画を新市に引き継ぐものとする。なお、次期計画（平成18年度～22年度）については、新市において速やかに策定するものとし、計画策定に係る附属機関については、合併時に再編する。</li> <li>在宅介護支援センターについては、現白河市社会福祉協議会在宅介護支援センターを基幹型とし、その他の白河市、表郷村、大信村の在宅介護支援センター6箇所については地域型とする。</li> </ol>
<p>協議第31号</p>	<p>協議第31号 各種事務事業の取扱い  （行財政に関する事務/納税関係）【協定項目24-(1)-エ】  事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>納期前納付報奨金については、合併年度の翌年度から廃止する。</li> <li>納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金等については、新市において調整する。</li> <li>納税貯蓄組合連合会については、3市村の連合会と協議のうえ、新市において調整する。</li> </ol>

<p>協議第 32 号</p>	<p>協議第 25 号 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務/保健衛生関係）</p> <p>【協定項目 24-(3)-ア】を事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>2. 基本健康診査及び各種検診等については、疾病の早期発見、早期治療による住民の健康増進を図るため、集団検診に係る受診者負担額については無料とする。なお、個別検診に係る受診者負担額については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 検診対象年齢については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、歯周病検診については、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳とする。</li> <li>3. 保健センターの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>4. 健康カレンダーの作成については、新市においても実施することとし、内容については、新市において調整する。</li> </ol> </div>
<p>協議第 33 号</p>	<p>協議第 33 号 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務/児童福祉関係）</p> <p>【協定項目 24-(3)-エ】を事務局から内容説明。</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>出生祝金制度についてだが、3年目を目途に廃止するというふうにとらえられるが、少子化対策の観点からみると、廃止ではなく、充実させていくべきと思うがどうか。</p> <p><b>事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</b></p> <p>3年後に廃止ではなく、国の動向と合わせながら、再編するものである。</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>3項目の文面は「調整する」ではなく「充実を図る」とすべきである。</p> <p><b>議長（成井英夫会長）</b></p> <p>児童手当の支給年齢も6歳から9歳に引き上げられている。少子化対策について国の動向もあり、その動きを見極める必要がある。「充実する」も含め「調整を行う」ということとさせていただくものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>2. 妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。なお、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討する。</li> <li>3. 出生祝金制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に少子化対策の中で総合的に検討のうえ調整する。</li> </ol> </div>

<p>その他</p>	<p><b>(4) その他</b></p> <p>第5回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について を事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <div data-bbox="360 353 1430 450" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原案どおり全会一致で承認された。 第5回協議会を9月9日(木)午後1時30分より白河市役所正庁で開催することとした。</p> </div> <div data-bbox="360 501 1430 548" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>他に意見や質問等なく、協議を終了した。</p> </div> <p>事務局より、新市の名称募集への協力依頼、9月4日に開催される合併シンポジウムへの参加協力を呼びかけた。</p>
	<p>成井会長が議長の任を降りる旨を宣言</p> <div data-bbox="360 860 1430 907" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>議事終了</p> </div>



報告第18号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約については、平成16年8月20日の東村議会及び同月30日の白河市議会、表郷村議会及び大信村議会において、次のとおり可決されたので報告する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約

### (設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村（以下「4市村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

### (名称)

第2条 この合併協議会の名称は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 4市村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、4市村の合併に関し必要な事項の協議

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、白河市に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、4市村の長が協議し、次条第1項第1号の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 4市村の長及び助役
  - (2) 4市村の議会の議長及び副議長
  - (3) 4市村の議会がそれぞれ推薦する議員 各1名
  - (4) 4市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者 各5名
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、助役を置かない市村においては、当該市村長の指定する者とする。
  - 3 委員は、非常勤とする。

### (顧問)

第8条 4市村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じ、第3条に規定する協議会の事務について助言することができる。
- 3 顧問は、非常勤とする。

### (会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(委員以外の者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の聴取をすることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、4市村の長が協議して定めた者をもって充てる。ただし、福島県が第4条に定める協議会事務所に職員を駐在させる場合は、当該職員をもって充てることができる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、4市村が協議して負担する。

(財務)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、4市村の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮り、これを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年9月1日から施行する。

報告第19号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約に関する協定書について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約に関する協定書について、次のとおり  
締結したので報告する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約に関する協定書

白河市・表郷村・大信村・東村（以下「4市村」という。）は白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する4市村の長が協議して定める事項及びその他の事項について、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について  
会長には、白河市長 成井英夫 を選任する。  
副会長には、表郷村長 滝田国男  
大信村長 渡部泰夫  
東村長 根本暢三 を選任する。
- 2 規約第8条第1項に規定する顧問について  
福島県県南地方振興局長 友部俊一氏  
福島県市町村領域広域行政グループ参事 斎須秀行氏 とする。
- 3 規約第12条第2項に規定する事務局の職員について  
別紙「事務局職員名簿」のとおりとする。
- 4 規約第14条に規定する協議会の経費について  
協議会の経費は、4市村の負担金及びその他の収入をもって充てる。  
4市村の負担金については、均等割及び人口割とし、均等割については4市村それぞれ5,000千円、それ以外の額については平成12年国勢調査による人口割でそれぞれ算出した額とする。  
ただし、東村については、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の清算繰越金についても上記の人口割による算出方法により算出した額を繰越金割として負担金に加算するものとする。
- 5 正副会長会議の開催について  
必要に応じ、正副会長による会議を開催するものとする。
- 6 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書（平成16年6月10日締結）については、本協定書の締結をもってその効力を失う。

この協定書の成立を証するため、本書4通を作成し、4市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年9月1日

白河市長

成井 英夫



表郷村長

滝田 国男



大信村長

渡部 泰夫



東村長

根本 暢三



別紙

## 事務局員名簿

職名	氏名	所属
事務局長	木村全孝	白河市
総括次長(総務・調整担当)	加藤俊夫	白河市
総括次長(計画担当)	中島博	福島県
総務班長	秦啓太	白河市
総務班主任	遠藤修一	白河市
総務班主任	鈴木和彦	東村
次長兼計画班長	角田一郎	表郷村
計画班主任	橋本浩一	東村
計画班主任	森健志	大信村
計画班主任	我妻真一	表郷村
計画班主任	鈴木亮	白河市
次長兼調整班長	鈴木昌美	大信村
調整班主任	菊地功	東村
調整班主任	菊地浩明	白河市
調整班主任	鈴木雄二	白河市
調整班主任	鈴木正和	表郷村
調整班主任	大竹正紀	大信村

報告第20号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会諸規程等について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会諸規程等について、別冊のとおり報告する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

諸規程等

1. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規程
2. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会幹事会規程
3. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会財務規程
4. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会専門部会設置要綱
5. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会分科会設置要綱



報告第21号

東村の加入に伴う確認済合併協定項目の取り扱いについて

東村の加入に伴う確認済合併協定項目の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

別紙

## 東村の加入に伴う確認済合併協定項目の取扱いについて

東村が加入する以前に、白河市・表郷村・大信村合併協議会において協議・確認した合併協定項目に関する事項は引き継ぐこととし、東村の加入により次のとおりとすることを確認する。

### ○協定項目 1 合併の方式

白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村、同郡東村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

### ○協定項目 2 合併の期日

合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）による特例措置の適用期限内とし、その期日については、再度協議するものとする。

### ○協定項目 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、白河市字八幡小路7番地の1（現白河市役所）とする。
- 2 既存の庁舎（現表郷村役場、現大信村役場、現東村役場）については、住民サービスの維持を安定的に行っていくことの必要性を踏まえ、幅広い住民サービスが提供できる総合支所とする。

### ○協定項目 9 地方税の取扱い

- 1 個人市民税、軽自動車税、たばこ税については、現行のとおりとし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 2 法人市民税の法人税割の税率については、白河市の例により超過税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、課税減免については、新市において調整する。
- 3 固定資産税の税率については、標準税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。なお、不均一課税期間終了後の白河市の超過税率相当分については、新市において合併前の白河市の区域に係る都市計画税への組み替えを検討する。
- 4 入湯税については、白河市及び大信村の例により統一する。

### ○協定項目 15 使用料、手数料等の取扱いについて

- 1 行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市、大信村、東村の例により統一する。
- 2 道路占用料、河川流水占用料、公共物占用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。

- 3 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び駐車場の使用に関する入居者負担については、現行のとおりとする。
- 4 公営住宅合併処理浄化槽の使用に関する入居者負担については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。
- 5 都市計画関係使用料及び手数料については、合併時に白河市の例により統一する。
- 6 屋外広告物手数料については、現行のとおりとする。

#### ○協定項目 19 慣行の取扱い

- 1 市章については、新市発足までに公募により選定し、新市において制定する。
- 2 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。
- 3 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター、シンボルマークについては、新市において検討する。

#### ○協定項目 20 国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国民健康保険税の賦課方法については、保険税率統一年度より医療分、介護分とも4方式を採用し、課税割合については平準化を図るものとする。
- 2 国民健康保険税の税率については、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により調整を行うものとする。また、新市において、国民健康保険運営協議会を設置し、不均一期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。
- 3 保険税の軽減については、合併年度及びこれに続く5年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度より7割、5割、2割とする。
- 4 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 5 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。
- 6 国民健康保険保健事業のうち、人間ドックについては、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、健康優良世帯記念品贈呈事業並びに家庭常備薬配付事業については、合併年度の翌年度から廃止する。
- 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。

#### ○協定項目 21 介護保険事業の取扱いについて

- 1 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新市において策定する第3期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)の中で調整を図り、平成18年度から統一する。
- 2 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 3 保険料の減免については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。

- 4 保険給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 利用者負担軽減については、合併時までに調整するものとし、合併年度は現行のとおりとする。
- 6 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、3市村の現在の計画を新市に引き継ぐものとする。なお、次期計画（平成18年度～22年度）については、新市において速やかに策定するものとし、計画策定に係る附属機関については、合併時に再編する。
- 7 在宅介護支援センターについては、現白河市社会福祉協議会在宅介護支援センターを基幹型とし、その他の白河市、表郷村、大信村、東村の在宅介護支援センター7箇所については地域型とする。

### ○協定項目22 消防団の取扱い

- 1 現行の消防団員は新市に引き継ぐこととし、組織体制については合併時までに調整する。また、合併後、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。
- 2 消防団員の報酬、手当、任期等は、合併時までに白河市の例により調整する。
- 3 現有の消防団施設、機械などの財産はすべて新市に引き継ぐものとし、新市において新たに整備計画を策定し、必要台数を確保しながら更新する。

### ○協定項目23 行政区の取扱い

- 1 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。
- 2 外務員制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、表郷村、大信村、東村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。
- 3 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報償の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。
- 4 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、地区住民の急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から5カ年度において段階的に調整する。
- 5 新市における行政区長の名称及び身分の取扱いについては、合併時までに調整する。

### ○協定項目24-1-ア 各種事務事業（行財政／姉妹都市・友好都市関係）

- 1 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 海外派遣事業については、新市においても国際感覚を高める観点から事業を実施することとし、事業内容については新市において検討する。

### ○協定項目24-1-ウ 各種事務事業（行財政／広報・広聴関係）

- 1 広報紙については、白河市の例により統一するものとし、配布方法については合併時までに調整する。

- 2 ホームページについては、合併時に統合し開設する。
- 3 広聴事業については、市民との懇談会の開催や市民提案制度等の継続により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。
- 4 防災行政無線については、現行のとおりとし、合併後に管理運用の統合と、新たなシステムの構築について検討する。

#### ○協定項目 2 4 - 1 - エ 各種事務事業（行財政／納税関係）

- 1 納期前納付報奨金については、合併年度の翌年度から廃止する。
- 2 納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金等については、新市において調整する。
- 3 納税貯蓄組合連合会については、4 市村の連合会と協議のうえ、新市において調整する。

#### ○協定項目 2 4 - 2 - ア 各種事務事業（住民生活・環境／消防防災関係）

- 1 地域防災計画は、新市において速やかに策定する。
- 2 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に親局遠隔操作及び支部局別放送が可能なシステムの導入について検討する。
- 3 移動系無線については、当面は現行システムによるものとし、合併後に統一システムの導入について検討する。
- 4 防犯協会については、合併時に統合する。
- 5 地域安全条例については、新市において制定する。

#### ○協定項目 2 4 - 2 - エ 各種事務事業（住民生活・環境／ごみ処理関係）

- 1 ごみの搬出・収集運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな収集運搬体制については、新市において検討する。
- 2 生ごみ処理機等購入補助金については、白河市の例により統一する。

#### ○協定項目 2 4 - 3 - ア 各種事務事業（保健福祉／保健衛生関係）

- 1 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 基本健康診査及び各種検診等については、疾病の早期発見、早期治療による住民の健康増進を図るため、集団検診に係る受診者負担額については無料とする。なお、個別検診に係る受診者負担額については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。  
検診対象年齢については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、歯周病検診については、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳とする。
- 3 保健センターの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 健康カレンダーの作成については、新市においても実施することとし、内容については、新市において調整する。

**○協定項目 2 4 - 3 - エ 各種事務事業（保健福祉／児童福祉関係）**

- 1 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。なお、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討する。
- 3 出生祝金制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年を目途に少子化対策の中で総合的に検討のうえ調整する。

**○協定項目 2 4 - 4 - イ 各種事務事業（産業経済／商工・観光関係）**

- 1 商工会議所、商工会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に補助基準等について調整する。
- 2 各種観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議第34号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議運営規程(案)について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議運営規程(案)について、別冊のとおり提案する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

協議第35号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議傍聴要綱(案)について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議傍聴要綱(案)について、別冊のとおり提案する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫



協議第36号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録等公開要綱(案)について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録等公開要綱(案)について、別冊のとおり提案する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

協議第37号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会小委員会規程(案)について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会小委員会規程(案)について、別冊のとおり提案する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

協議第38号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する  
規程(案)について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)  
について、別冊のとおり提案する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

協議第39号

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第2号)(案)  
について

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第2号)(案)につ  
いて、次のとおり提案する。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,987千円を追加し、歳入歳出予  
算の総額を歳入歳出それぞれ30,836千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金		23,349	5,987	29,336
	1 負担金	23,349	5,987	29,336
歳入合計		24,849	5,987	30,836

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		9,923	1,962	11,885
	1 会議費	3,915	804	4,719
	2 事務費	6,008	1,158	7,166
2 事業費		14,300	4,025	18,325
	1 事業費	14,300	4,025	18,325
歳出合計		24,849	5,987	30,836

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

#### 歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	23,349	5,987	29,336
歳入合計	24,849	5,987	30,836

#### 歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 運営費	9,923	1,962	11,885
2 事業費	14,300	4,025	18,325
歳出合計	24,849	5,987	30,836

## 2 歳 入

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	23,349	5,987	29,336			
1 負担金	23,349	5,987	29,336			
1 負担金	23,349	5,987	29,336	1 関係市村負担金	5,987	・東村加入に伴う負担金 5,987 均等割 5,000 ※市町村合併推進体制整備費補助金（合併準備補助金）分として 人口割 837 繰越金割 150
歳入合計	24,849	5,987	30,836		5,987	

### 3 歳 出

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 運営費	9,923	1,962	11,885			
1 会議費	3,915	804	4,719			
1 協議会費	3,915	804	4,719	1 報酬	654	・委員報酬 654
				11 需用費	27	・食糧費 27
				12 役務費	9	・保険料 9
				13 委託料	114	・会議録作成業務 114
2 事務費	6,008	1,158	7,166			
1 事務局費	6,008	1,158	7,166	11 需用費	306	・消耗品費 191 ・印刷製本費 30 ・光熱水費 35 ・修繕費 50
				12 役務費	162	・通信運搬費 162
				14 使用料及び賃借料	490	・事務機使用料 490
				18 備品購入費	200	・庁用器具等購入費 200
2 事業費	14,300	4,025	18,325			
1 事業費	14,300	4,025	18,325			
1 事業推進費	14,300	4,025	18,325	11 需用費	119	・印刷製本費 119
				13 委託料	3,906	・事務事業一元化業務 630 ・財政シミュレーション作成支援業務 735 ・新市建設計画策定支援業務 1,470 ・新例規立案・策定支援業務 420 ・電算事業統合化計画策定支援業務 651
歳出合計	24,849	5,987	30,836		5,987	



協議第40号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協議スケジュール(案)について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協議スケジュール(案)について、次のとおり提案する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

# 合併協議スケジュール案

	法定合併協議会(10ヶ月)										平成17年度(合併準備期・合併期日)			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降			
	第1回	第2回	第3回 第4回	第5回 第6回	第7回 第8回	第9回 第10回	第11回	第12回	第13回 第14回	第15回	以降必要に応じて開催			
合併協議会	新市建設計画策定方針案の協議					新市建設計画(案)	新市建設計画(修正案)	新市建設計画の決定	各 市 村 協 定 書 の 調 印	県 知 事 に 合 併 申 請 書 提 出		閉 市 村 式 、 閉 庁 式	新 市 誕 生	
	協定項目の協議・決定											合 併 協 議 会 廃 止 の 議 決	合 併 協 議 会 廃 止 の 議 決	合 併 協 議 会 廃 止 の 議 決
			東 村 加 入						協 定 書 の 決 定					
財政計画の作成	新市建設計画に合わせた財政計画の作成													
新市建設計画の策定	新市建設計画骨格案の策定			新市建設計画の立案・作成			新市建設計画の調整・修正・確定							
事務事業一元化	各事務事業ごとに専門部会・分科会にて課題抽出・調整方針の検討・確定						事務事業一元化調整							
新例規立案・策定	例規の調整方針の検討・決定			例規原案作成のための基本方針・統一要領の作成			第一次原案の作成				第二次原案の作成		例規原案の最終修正・ 例規原案・例規データ・ 専決処分書・仮例規の 納品	
合併協議会だよりの編集・印刷・配布	月1回発行予定													
住民説明会							建設計画ダイジェスト版の作成・配付							
							関係市村において実施							
電算統合		電算化・非電算化の抽出・現状分析		基本方針策定		導入計画策定				新システム導入				

合併協定項目提案スケジュール(案)

協議会開催予定		提案する協定項目		
回数	開催予定	協定項目番号	協定項目の名称	提案数
小委員会付託項目		3	新市の名称	第1回提案済
		7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第1回提案済
継続協議項目		5	財産の取扱い	第2回提案済
		6	地域審議会・合併特別区・地域自治区の取扱い	第2回提案済
		24-3-オ	各種事務事業(保健福祉/保育関係)	第2回提案済
第5回	平成16年9月9日(木)	24-2-ウ	各種事務事業(住民生活・環境/窓口関係)	4
		24-5-ア	各種事務事業(建設/建設関係)	
		24-5-イ	各種事務事業(建設/上下水道関係)	
		24-6-ア	各種事務事業(教育/学校教育関係)	
第6回	平成16年9月24日(金)	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	6
		24-2-オ	各種事務事業(住民生活・環境/環境対策関係)	
		24-3-イ	各種事務事業(保健福祉/障害者福祉関係)	
		24-3-ウ	各種事務事業(保健福祉/高齢者福祉関係)	
		24-4-ア	各種事務事業(産業経済/農林業関係)	
		24-6-イ	各種事務事業(教育/社会教育関係)	
第7回	平成16年10月7日(木)	10	一般職の職員の身分の取扱い	6
		11	特別職の職員の身分の取扱い	
		12	条例、規則等の取扱い	
		14	一部事務組合等の取扱い	
		18	町名・字名の取扱い	
		24-6-ウ	各種事務事業(教育/社会体育関係)	
第8回	平成16年10月22日(金)	13	事務組織及び機構の取扱い	5
		16	公共的団体等の取扱い	
		17	各種団体への補助金・交付金の取扱い	
		24-3-カ	各種事務事業(保健福祉/その他福祉事業関係)	
		25	新市建設計画(計画素案)	
第9回	平成16年11月9日(火)	24-2-イ	各種事務事業(住民生活・環境/交通関係)	2
		24-7	各種事務事業(その他事業)	
第10回	平成16年11月26日(金)	24-1-イ	各種事務事業(行財政/電算システム関係)	1
第11回	平成16年12月21日(火)			
第12回	平成17年1月20日(木)	25	新市建設計画(修正案) 合併協定書案	2
第13回	平成17年2月10日(木)			
第14回	平成17年2月24日(木)			
第15回	平成17年3月 日( )			

新市建設計画策定スケジュール(案)

月	新市建設計画策定部会 ・担当者会議	幹事会	正副会長 会議	合併協議会	県知事	建設計画
9月	↑ 新市建設計画(素案) の検討 ↓					
10月		↑ 素案の 検討 ↓	↑ 素案の 検討 ↓	新市建設計画(素案) の協議 ◇10月22日(第8回)		
11月	↑ 新市建設計画概要 版(案)の検討 ↓				↑ 新市建設計画 (案)事前協議 ↓	↑ 協議会意見 の反映 ↓
12月	↑ 新市建設計画(修正案) の検討 ↓	↑ 概要版 (案)の 検討 ↓	↑ 概要版 (案)の 検討 ↓	新市建設計画概要版(案) の協議 ◇12月21日(第11回)		
1月		↑ 修正案 の検討 ↓	↑ 修正案 の検討 ↓	新市建設計画修正案 の協議 ◇1月20日(第12回)	↑ 新市建設計画 修正案の協議 ↓	↑ 概要版の 住民配付 ↓
2月	県との協議結果報告 新市建設計画最終版確認	・県との協議 結果報告 ・建設計画 最終版確認	・県との協議 結果報告 ・建設計画 最終版確認	県との協議結果報告 ◇2月10日(第13回)  新市建設計画最終版 の確認 ◇2月24日(第14回)	↑ 正式協議 ↓	
3月						

協議第15号 継続協議

財産の取扱いについて【協定項目5】

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 白河市、表郷村、大信村、東村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 大信村の所有する山林（大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866, 736㎡）については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。
- 3 小田川財産区（白河市）、大屋財産区（大信村）の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

平成16年7月22日提出

平成16年9月 9日修正

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会長 白河市長 成 井 英 夫

提案修正内容

平成16年9月1日に東村が加入したことに伴い、項目1中「大信村」の次に「、東村」を加える。

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	No.5	財産の取扱い
調 整 方 針	1 白河市、表郷村、大信村、東村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 大信村の所有する山林(大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866, 736㎡)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。 3 小田川財産区(白河市)、大屋財産区(大信村)の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	

項 目		白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村		計	
		土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物
財 産	行 政 財 産	2,109,451 ㎡	205,622 ㎡	328,632 ㎡	44,075 ㎡	271,348 ㎡	36,548 ㎡	336,910 ㎡	28,226 ㎡	3,046,341 ㎡	314,471 ㎡
	普 通 財 産	1,074,682 ㎡	6,972 ㎡	1,247,452 ㎡		2,472,566 ㎡		239,327 ㎡		5,034,027 ㎡	6,972 ㎡
	有 価 証 券 及 び 出 資	1,377,874 千円		836,258 千円		379,539 千円		772,863 千円		3,366,534 千円	
	物 品 ( 車 両 等 )	131 台		63 台		49 台		56 台		299 台	
	基 金	1,371,656 千円		1,001,033 千円		480,999 千円		994,841 千円		3,848,529 千円	
債 務	地 方 債	41,946,931 千円		7,349,891 千円		6,028,573 千円		8,396,100 千円		63,721,495 千円	
	債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480 千円		389,416 千円		635,680 千円		435,818 千円		4,671,394 千円	

### 【参考法令等】

- ・ 市町村の配置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。
- ・ 「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利とされている。(同法第238条)
- ・ 「公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)
- ・ 「「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。
- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

(1) 公有財産調書

[平成15年3月末現在] (単位:㎡)

項目 (公有財産)	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				東 村					
	土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物				
		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		
行政 財 産	本 庁 舎	9,971		8,969	8,969	22,065		3,806	3,806	3,166	33	810	843	2,624				
	支所・出張所等	10,439	213	1,292	1,504													
	その他の行政機 関	985,796	1,453	56,293	57,747									164				
	消 防 施 設	2,929	1,732	516	2,249	2,293	811	175	986	300	355	270	625	1,298				
	公 共 用 財 産	学 校	345,301	4,607	70,421	75,028	60,763		16,333	16,333	84,820	10	10,757	10,767	105,016		15,172	15,172
		公 営 住 宅	98,072	3,111	48,449	51,560	6,219	1,833	5,065	6,898	35,823	1,319	12,016	13,335	17,304	1,288	1,703	2,991
		公 園	330,694	1,567	174	1,741	2,013		274	274	92,433				32,378			
		その他の施 設	8,589	1,721	5,103	6,824	197,949	5,733	10,045	15,778	54,806	2,846	8,132	10,978	178,126	1,449	8,281	9,730
	山 林	317,661																
	そ の 他					37,330									333		333	
小 計	2,109,451	14,404	191,217	205,622	328,632	8,377	35,698	44,075	271,348	4,563	31,985	36,548	336,910	3,070	25,156	28,226		
普 通 財 産	宅 地	75,607	6,888	84	6,972	8,979				68,050				7,231				
	田 畑	35,236				11,440				2,369								
	山 林	904,928				1,186,882				1,917,281				137,309				
	そ の 他	58,911				40,151				484,866				94,787				
	小 計	1,074,682	6,888	84	6,972	1,247,452				2,472,566				239,327				
合 計	3,184,132	21,292	191,301	212,594	1,576,084	8,377	35,698	44,075	2,743,914	4,563	31,985	36,548	576,237	3,070	25,156	28,226		

【財産区有財産】

(単位:㎡)

区 分	小田川財産区 (白河市)	大屋財産区 (大信村)	計
山 林	679, 931. 00	1, 082, 410. 00	1, 762, 341. 00
雑 種 地	145. 98		145. 98
合 計	680, 076. 98	1, 082, 410. 00	1, 762, 486. 98

## (2) 有価証券及び出資による権利等調書

(単位:千円)

No.	有価証券及び出資の名称	平成15年度末現在額				
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	計
<b>(株 券)</b>						
1	東京電力株式会社	81				81
2	新甲子温泉開発株式会社	2,500	72	54	63	2,689
3	東北ガス株式会社	500				500
4	株式会社ラジオ福島	795	45	30	20	890
5	株式会社福島情報処理センター	300				300
6	赤面山総合開発株式会社	1,200				1,200
7	株式会社福島県食肉流通センター	2,440	300	180	230	3,150
8	西郷観光株式会社	1,000				1,000
9	株式会社楽市白河	5,000				5,000
<b>(出 資)</b>						
10	福島県厚生農業協同組合連合会	8,740				8,740
11	福島県信用保証協会	20,210	1,940	1,110	1,920	25,180
12	福島県農業信用基金協会	1,240	670	540	680	3,130
13	東北労働金庫	300				300
14	福島県土地改良事業団体連合会	2,150	1,000	620	1,390	5,160
15	社団法人福島県国土調査測量協会	100				100
16	社団法人福島県私学振興基金協会	540	90	90	90	810
17	福島県国民健康保険団体連合会	5,824			1,242	7,066
18	社団法人福島県林業協会	28	14	16	14	72
19	財団法人福島県総合社会福祉基金	5,218	405	98	562	6,283
20	福島県予防接種事業振興基金	253				253
21	社団法人福島県総合緑化センター	0	31	19	25	75
22	社団法人福島県畜産振興協会	450	350	300	500	1,600
23	白河地方水道用水供給企業団	1,227,806	701,617	351,069	701,213	2,981,705
24	西白河地方森林組合	188	86		50	324
25	白河地方土地開発公社	2,100	700	550	550	3,900
26	財団法人白河都市整備公社	40,000				40,000
27	白河市水道事業会計	38,507				38,507
28	表郷村上水道第1次拡張事業		127,300			127,300
29	東村水道事業企業会計				48,890	48,890
30	大信村緑のオーナー会			23,700		23,700
31	財団法人福島県労働者信用基金協会				1,468	1,468
32	福島県中央企業団体中央会制度資金				2,900	2,900
33	白河信用金庫				8	8
34	株式会社県南電子計算センター				200	200
35	株式会社ひがし振興公社				10,000	10,000
36	千田地区基盤整備組合				15	15
<b>(出 捐)</b>						
37	財団法人福島県建設技術センター	242		38	42	322
38	財団法人福島県長寿社会推進機構	282				282
39	財団法人福島県青少年会館	96				96
40	財団法人福島県勤労者福祉施設協会	1,400	450			1,850
41	財団法人福島県文化振興基金	2,722		182	341	3,245
42	財団法人ふるさと情報センター	500				500
43	財団法人リバーフロント整備センター	1,000				1,000
44	財団法人暴力団根絶福島県民会議	1,692				1,692
45	財団法人福島県きの子振興センター	2,400	450	600	450	3,900
46	財団法人福島県下水道公社	70	30			100
47	財団法人福島県社会福祉施設整備基金		213	243		456
48	財団法人雪センター			100		100
49	財団法人福島県産業振興センター		495			495
合 計		1,377,874	836,258	379,539	772,863	3,366,534



## (3) 公用車等調書

〔平成15年度末現在〕(単位:台)

項目(車両等)		白河市	表郷村	大信村	東村	計
		台数	台数	台数	台数	台数
乗用車	普通	43	19	20	19	101
	軽	17	9			26
貨物車	大型					
	普通	11		1	5	17
	軽	12	2	1	4	19
マイクロバス		2	2	1	4	9
大型バス			4	3		7
大型特殊車両						
消防ポンプ自動車		25	3	2	3	33
小型動力ポンプ積載車		20	5	17	16	58
軽(特殊)			18	1		19
消防指令車						
その他の車両		1	1	3	5	10
合計		131	63	49	56	299

## (4) 基金等調書

(単位:千円)

No.	基金の名称		平成15年度末現在高				
			白河市	表郷村	大信村	東村	計
1	土地開発基金		367,989	116,670	15,351	95,912	595,922
	内 訳	土地	136,042			94,787	230,829
		現金・預金	231,947	116,670	15,351	1,125	365,093
2	財政調整基金		413,243	422,000	254,182	439,500	1,528,925
3	減債基金		2,128	16,620	329	60,500	79,577
4	国際交流基金		126,635				126,635
5	地域振興基金		484	4,121			4,605
6	複合文化施設建設基金		20,035				20,035
7	愛の基金		164,900				164,900
8	小峰城城郭復元基金		1,657				1,657
9	ふるさと文化振興基金		41,787				41,787
10	歴史民俗資料館資料等取得基金		1,522				1,522
11	スポーツ振興基金		42,256				42,256
12	教育財産基金		770				770
13	損害賠償及び災害救助対策基金		3,000				3,000
14	高額療養費支払貸付基金		6,000				6,000
15	地域福祉基金			61,566	121,574	140,256	323,396
16	ふるさと基金			176,415			176,415
17	緑と文化のまち基金			63,774			63,774
18	中山間ふるさと水と土保全基金			6,879	6,799	6,906	20,584
19	繁殖和牛導入事業基金			3,000			3,000
20	役場庁舎建設基金				105		105
21	村史編さん基金				642		642
22	地域づくり推進事業基金				9,343		9,343
23	篤志教育振興基金				2,710		2,710
24	国民健康保険給付費支払準備基金		1	112,097	51,390	66,000	229,488
25	介護保険給付費支払準備基金		80,364	17,882	16,574	15,453	130,273
26	国民健康保険高額療養費資金貸付基金				2,000		2,000
27	国民健康保険診療所基金			9			9
28	小田川財産区基金		98,885				98,885
29	公共施設維持管理基金					16,670	16,670
30	義務教育施設整備事業基金					36,549	36,549
31	多世代交流センター管理基金					18,280	18,280
32	霊園維持管理基金					6,105	6,105
33	育英基金					80,602	80,602
34	家畜導入事業資金供給事業基金					1,682	1,682
35	優良雌牛振興基金					10,426	10,426
	合 計		1,371,656	1,001,033	480,999	994,841	3,848,529

## (5) 地方債等調書

(単位:千円)

項 目 (債 務)	平成15年度末現在高					備 考
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	計	
一 般 会 計	23,059,863	4,717,030	3,923,060	6,270,795	31,699,953	
1 一般公共事業債	1,248,535	33,675	263,889	58,595	1,604,694	
2 一般単独事業債	9,164,611	2,060,468	1,271,677	3,826,318	16,323,074	
3 公営住宅建設事業債	921,396	184,571	250,189	71,484	1,427,640	
4 義務教育施設整備事業債	2,907,668	401,127	451,883	787,360	4,548,038	
5 辺地対策事業債	174,938		117,263	3,292	292,201	
7 災害復旧事業債	322,541	32,023	109,326	17,271	481,161	
8 一般廃棄物処理事業債	158,749				158,749	
9 厚生福祉施設整備事業債	607,209	16,356	116,779	8,174	748,518	
10 社会福祉施設整備事業債		32,900				
14 過疎対策事業債			20,733		20,733	
19 財源対策債	954,424	110,015	52,999	323,710	1,441,148	
20 減収補填債	138,200		264,880	3,336	403,080	S57,S61,H5~7,H9~14年度分
21 臨時財政特例債	244,163	1,225	24,736	4,771	274,895	
23 減税補填債	1,466,509	177,418	113,301	118,724	1,875,952	
24 臨時税収補填債	265,921	28,719	18,723	29,132	342,495	
25 臨時財政対策債	1,711,200	526,400	438,100	193,400	2,869,100	
26 調整債	108,741	13,574	28,464	14,308	165,087	S60~63年度分
27 県貸付金	1,413,738	324,933	58,100	150,203	1,946,974	
28 その他	1,251,320	773,626	322,018	660,717	2,346,964	
一般会計出資債	1,167,265	773,626	322,018	660,717	2,923,626	
その他	84,055				84,055	
特 別 会 計	18,887,068	2,632,861	2,105,513	2,125,305	23,625,442	
下水道事業債(農集排事業含む)	14,251,083	2,040,538	1,740,618	1,252,727	19,284,966	
上水道事業債	2,601,182	592,323		872,578	3,193,505	
簡易水道事業債	1,034,941		364,895		1,399,836	
工業用水道事業債	789,600				789,600	
地方卸売市場事業債	204,232				204,232	
宅地造成事業債	6,030				6,030	
地 方 債 計	41,946,931	7,349,891	6,028,573	8,396,100	55,325,395	
債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480	389,416	635,680	435,818	4,671,394	
合 計	45,157,411	7,739,307	6,664,253	8,831,918	59,560,971	

協議第16号 継続協議

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【協定項目6】

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに設置する。
- 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 地域自治区に特別職の区長を置く。
- 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

平成16年7月22日提出

平成16年9月 9日修正

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会長 白河市長 成 井 英 夫

提案修正内容

平成16年9月1日に東村が加入したことに伴い、項目1中「大信村」の次に「、東村」を加える。

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い
調整方針		1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに設置する。 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 3 地域自治区に特別職の区長を置く。 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

### 1 基本的な考え方

- 本地域の「新市の事務所の位置」については、現在の4市村の庁舎を利活用し、住民生活に密着したサービスの提供及び地域課題への対応のため、「総合支所方式」とすることで確認されており、これを踏まえ、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の合併の特例に関する法律に基づく「地域自治区」を設置する。
- 地域自治区については、合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに設置し、総合出先機能及び地域自治振興機能を有する事務所を置く。
- 地域自治区の設置に係る詳細については、別に合併協議により定めることとする。

### 2 地域自治区を採用する理由

地域審議会、合併特例区、地域自治区の設置に関して集約すると次のとおりとなる。

- ① 地域審議会は、市町村が処理する当該区域に係る事務等（新市建設計画や予算編成含む）について建議、要望ができる等の内容である。
- ② 合併特例区は、法人格を有し、地域自治組織内における予算を決定し、移転財源により事業を実施できる優位性はあるものの、自治体の裁量範囲は限られている。  
 また、特別地方公共団体となり、その事務を執行する必要があるため、一般の総合支所以上の機能を持つ事務組織を設けることとなり、合併による事務の効率化に逆行することも考えられる。  
 合併特例区は、法律の規定により、合併特例区の名称を市名の次に冠することとなることから、旧市町村名を残すことが可能となるが、設置期間に制約（5年）があり、合併の際の経過措置としての性格が強く、制度の性格上、新市としての一体性が促進されにくいという懸念がある。
- ③ 合併特例法上の地域自治区は、法人格は有しないが、自治体としての裁量範囲が広く、分掌させる事務に応じて地域の実情を加味した仕組みづくりができるとともに、合併特例区と同様に地域自治区の名称を市名の次に冠することとなるため、旧市町村名を残すことが可能となる。  
 また、設置期間については、合併協議で定める期間が限度となるが、合併特例債発行期間や交付税算定替制度の適用期間などを見据えた長期間の設置が可能であり、設置期間の変更（延長）も可能である。

以上のことから、総合的かつ長期的に考え、本地域の実情に合わせた仕組みづくりが可能と考えられる合併特例法上の「地域自治区」の設置が望ましいと判断される。

### 3 地域自治区の設置

- 住民の視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、個性豊かな地域づくりの発展を担保・支援するため合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに合併特例法上の「地域自治区」を設置する。
- 地域自治区の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

### 4 地域自治区の内容

#### (1) 事務所（総合支所）

##### ① 主な業務（所管区域内）

###### 〔総合出先機能〕

- ・ 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- ・ 事務所の庶務経理及び施設の維持管理に関することなど。

###### 〔地域自治振興機能〕

- ・ 地域協議会に関すること。
- ・ 農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- ・ 地域特性を活かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進に関すること。
- ・ コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること。

##### ② 組織等

- ・ 事務所の権限、予算、具体的な組織機構等については、協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」と併せて、速やかに調整を図るものとする。

#### (2) 地域自治区の長

- ① 地域自治区を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会により取りまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業、施策を実施する。
- ② 特別職として、市長が選任する。

#### (3) 地域協議会

- ① 住民に基盤を置く機関として、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要とする。
- ② 合併前の表郷村及び大信村に係る新市建設計画の変更事項、基本構想、予算、重要な施設の設置又は廃止等一定の事項について、市長は地域協議会の意見を聴くものとする。
- ③ 合併前の表郷村、大信村、東村に関し必要と認める事項について審議し、市長その他の機関又は地域自治区の長に対し意見を述べることができる。
- ④ 構成員は、合併前の表郷村、大信村、東村の区域に住所を有する者で、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者など、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮し、市長が選任する。

### 5 その他

合併後において、地域自治区の設置期間その他設置に関する協議事項を変更する必要がある場合は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第4項及び第5条の6第5項に定めるところにより、条例により変更するものとする。

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

【地域審議会、地域自治区及び合併特例区の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
1 設置の目的	合併を進める上での懸念や障害を除去し、合併市町村の均衡ある発展を図るため、合併市町村の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映させる。	住民自治を充実するため、住民に身近な事務の処理について、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携を強化する。	同左 なお、合併後の一定期間、旧市町村のまとまりを維持したいものの、法人格を有することまでは望まない場合に対応した特例を規定している。	合併市町村の一体性を円滑に確立するため、合併後の一定期間（5年以内）、規約で定める事務について、旧市町村の区域を基礎とする旧市町村に代わる法人格を持つ主体に処理を委ねる。
2 設置の根拠	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	条例に基づき設置。	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議による規約（以下「規約」という）に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。
3 設置できる団体	合併市町村	市町村	合併市町村	同左
4 設置できる期間	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	規定なし	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	合併の日より5年以内で規約で定める期間。（5年以内での期限の変更は規約の改正により可能であるが、5年を超える期限の変更は不可。）
5 設置できる範囲	合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 ※市町村の区域内に、地域審議会が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	規定なし ただし、設置する場合には市町村内の全ての区域に設置する必要がある。 ※市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってはならない。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 ※市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 ※市町村の区域内に、合併特例区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。
6 法人格	—	なし	同左	あり（特別地方公共団体）

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
7 設置時の都道府県の関与	なし	同左	同左	設置の際、知事の認可が必要（廃置分合処分と同時に認可）
8 区の権能	—	市町村長の権限に属する事務を分掌し、その地域の住民の意見を反映させ、かつ、地域の住民との連携の強化に配慮しながら、これを処理する。	同左	<p>合併特例区の区域を単位として処理することが効果的又は適当な事務のうち、規約で定める事務を処理する。</p> <p>ただし、次の要件に該当する事務は処理できない。</p> <p>①法令により市町村に処理義務が課されている事務又は市町村にのみ処理権能が認められている事務。</p> <p>②議会の議決や条例制定を要する事務。</p> <p>③行政委員会の所掌事務。</p> <p>※合併市町村の支所、出張所を兼ねることにより、規約で定める事務以外の事務を処理することが可能。この場合、合併特例区としてではなく、合併市町村の支所、出張所として事務処理をすることになる。</p>
9 長	—	事務所の長	事務所の長又は区長  (※以下は区長について記載)	区長
(1) 選任の方法	—	事務吏員のうちから、市町村長が選任。	地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。	市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 任期	—	規定なし	2年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。（再任可能）	2年以内で規約で定める期間。（再任可能）

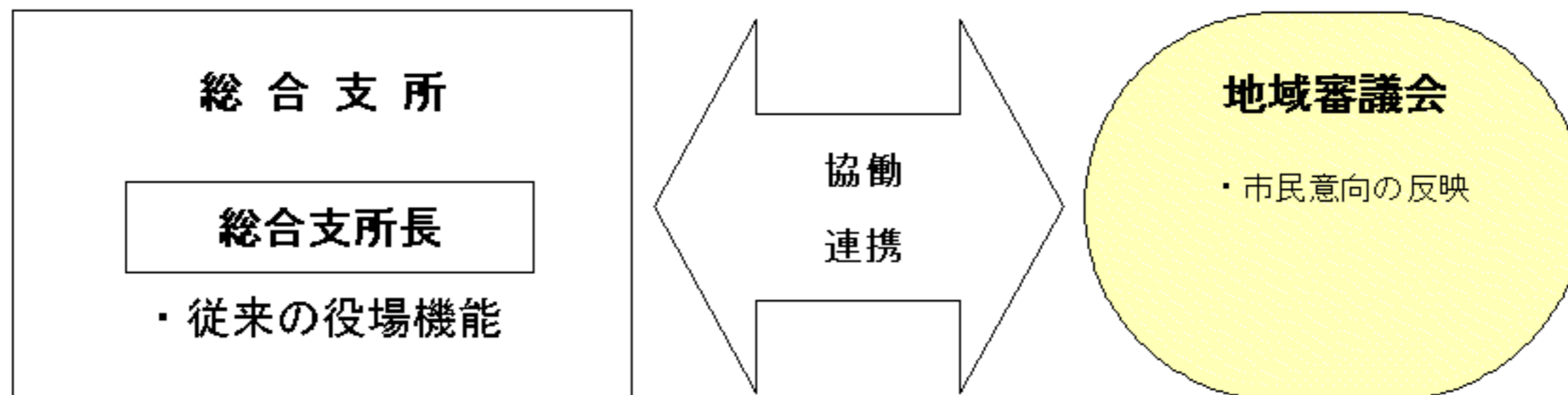


	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(3) 身分	—	常勤一般職の公務員（有給）	常勤特別職の公務員（有給）	同左
(4) 基礎自治体の職	—	事務所の長	区長	なし ただし合併市町村の助役、支所長と兼務可能。
(5) 権限	—	上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	①合併市町村の長及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任の事務を処理する。 ②上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	①合併特例区を代表し事務を総理する。 ②合併特例区の職員を指揮監督する。 ③合併特例区規則を制定可能。 ※助役、支所長を兼務する場合には、その権限も併せて有する。
10 地域審議会・地域協議会・合併特例区協議会	名称「地域審議会」	名称「地域協議会」	同左	名称「合併特例区協議会」
(1) 構成員の選任方法	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任。	同左	合併特例区の区域内に住所を有する者で、合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 構成員の任期	合併関係市町村の協議で定める。	4年以内で条例で定める期間。	4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。	2年以内で規約で定める期間。
(3) 構成員の身分	非常勤特別職の公務員	非常勤特別職の公務員（原則無報酬）	同左	同左
(4) 協議会の構成	合併関係市町村の協議で定める。	会長及び副会長を置く。	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(5) 協議会の権限	市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、市町村長の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。	<p>①市町村が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関し、市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>②市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>※市町村長その他の市町村の機関は、地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>	同左	<p>①合併特例区の長の事務処理に際し、重要事項（予算、合併特例区規則の制定等）については、合併特例区協議会の同意を要する。</p> <p>②合併特例区の手続及び市町村が処理する当該合併特例区の区域に係る事務に関し、合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>③市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該合併特例区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ合併特例区協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>※合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関は、合併特例区協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>
11 職員	—	市町村の職員	同左	合併市町村の職員が合併特例区の職員を兼務（併任）。
12 財務				
(1) 予算	—	作成しない	同左	毎会計年度予算を作成しなければならない。
(2) 地方債の発行	—	不可	同左	同左
(3) 課税権	—	なし	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(4) 決算	—	調製しない	同左	毎会計年度決算を調製しなければならない。
(5) 財源措置	—	市町村の予算の範囲内	同左	合併市町村において、必要な額を措置。
(6) 財産	—	所有不可 (財産は全て市町村の所有となる)	同左	合併特例区名での所有可能 ※財産の処分等を行う場合には、合併市町村の長の承認が必要。
13 公の施設	—	設置不可 (市町村が設置する)	同左	合併特例区の施設として設置可能
14 解散	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置の根拠条例の廃止により解散。	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置期間満了により解散。 ※解散後は合併特例区の権利義務を合併市町村がすべて承継する。
15 住居表示に関する特例	—	なし	地域自治区の名称を冠する。 (〇〇区のほか、〇〇町、〇〇村と称することも可能。)	合併特例区の名称を冠する。 (〇〇区のほか、〇〇町、〇〇村と称することも可能。)

① 地域審議会イメージ



機能

- ・同一地域内に「総合支所」と「地域審議会」を置き、連携させることで、市民と行政との協働による地域自治の活動主体となる。

② 合併特例法に基づく地域自治区イメージ

地域自治区

地域自治区の事務所  
(総合支所)

事務所長又は区長

協働  
連携

地域協議会

- ・ 市民意向の反映
- ・ 協働の要

- 機能
- ① 地域協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
  - ② 市民と行政との協働による地域自治の活動主体
  - ③ 従来の役場機能

③合併特例区イメージ

合併特例区

機能

- ① 合併特例区協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
- ② 市民と行政との協働による地域自治の活動主体
- ③ 従来の役場機能のうち合併特例区の事務（非法令事務）

合併特例区の事務所

合併特例区の長（特別職）

（総合支所長兼務可）

協働

連携

合併特例区協議会

- ・ 住民意向の反映
- ・ 協働の要

総合支所

総合支所長

機能

- ① 従来の役場機能のうち各市村の事務（法令事務）

## 【合併協定項目との協議の関係】

□地域自治組織等に関しては、その取り扱いの内容によって、特に以下の各協定項目との関係が出てくることについて留意する必要がある。

### ①「13 組織及び機構の取扱い」における、総合支所等のあり方と人員配置上の関係

地域自治組織は、(地域審議会を除き)住民との協働のもと、事務事業を執行するため(総合)事務組織(一般的に、支所・出張所の中にその機能を設置)を持つ事ができる。支所・出張所の長に配置できるのは、地方自治法の規定により一般職の事務吏員とされている。しかしながら、市町村合併のような組織・機構の大きな変化や、相当数の職員が配置される(総合)支所のような組織の長が一般職の事務吏員で妥当か、そうでないかを検討する余地があると考えられる。

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区には、特別職の配置ができるように配慮されており、合併特例区の場合には、支所の長を兼ねることも可能となっている。

### ②「3 新市の名称」及び「18 町名・字名の取扱い」と住所表示上の関係

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区の名称には、旧市町村名を冠することとされており、これをもって住所表示とすることが関係法令に規定されている。(旧市町村名の冠し方は「〇〇区」「〇〇町」「〇〇村」「〇〇」いずれも可能とされている。)

また、地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区については、設置期限が限られているが、合併時に設置された期限付きの地域自治組織から、永続設置が可能な一般制度の地域自治区に組織替えした場合も、その名称や住所表示を引き継ぐことができることになっている。

### ③「4 新市の事務所の位置」、「25 新市建設計画」と、旧市村の振興策との関係

「新市の事務所の位置」の協議にあたっては、位置の決定とともに、事務所位置とならなかった旧市町村の振興策や住民との協働組織をどのように持つかなど広範な検討が求められる。また、地域自治組織の設置により、地域協議会や合併特例区協議会等による住民意見の施策への反映や協働の仕組みをとおして旧市町村の振興につなげる方策が可能となる。

一方、「新市建設計画」の策定において、地域自治組織を設置する場合と設置しない場合とで、地区計画や振興策の組み立てに差異が出ると考えられる。

## 先 進 事 例

【特例に関する法律第5条の5第1項の規定による「地域自治区」の設置を協議している協議会】（平成16年7月12日現在）

### □群馬県沼田市・白沢村・利根村合併協議会 ～協議終了～

- ①設置区域 沼田市を除く2村
- ②設置期間 合併の日から平成27年3月31日（合併後10年）
- ③地域自治区
  - ・事務所の位置：旧村役場内
  - ・名 所：旧村名
  - ・所管区域：旧村の区域
  - ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
  - ・区 長：特別職
- ④地域事務所
  - ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
  - ・名 称：〇〇町振興局（旧村名の後に町振興局を付ける）
  - ・事 務 所 長：区長兼務
- ⑤地域協議会
  - ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
  - ・任 期：2年
  - ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。

### □新潟県柏崎刈羽地域合併協議会（柏崎市、高柳町、西山町） ～協議終了～

- ①設置区域 柏崎市を除く2町
- ②設置期間 合併の日から平成27年3月31日（合併後10年）
- ③地域自治区
  - ・事務所の位置：旧町役場内
  - ・名 所：旧町名
  - ・所管区域：旧町の区域
  - ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
  - ・区 長：設置なし
- ④地域事務所
  - ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌。
  - ・名 称：〇〇町事務所（旧町名の後に「事務所」を付ける。）
  - ・事 務 所 長：事務吏員を置く
- ⑤地域協議会
  - ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。
  - ・任 期：2年
  - ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。



□岐阜県西濃圏域合併協議会（大垣市、他9町） ～協議中～

- ①設置区域 大垣市を除く9町
- ②設置期間 合併の日から平成22年3月31日まで（合併後5年程度）
- ③地域自治区
  - ・事務所の位置：旧町役場内
  - ・名 所：旧町名
  - ・所管区域：旧町の区域
  - ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く。
  - ・区 長：設置なし
- ④地域事務所
  - ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
  - ・名 称：〇〇地域事務所（旧町名の後に「事務所」を付ける）
  - ・事務所長：事務吏員を置く
- ⑤地域協議会
  - ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
  - ・任 期：4年
  - ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。

□南相馬合併協議会（原町市、小高町、鹿島町、飯舘村） ～協議中～

- ①設置区域 旧4市町村単位毎
- ②設置期間 未設定
- ③自治区
  - ・事務所の位置：旧市町村役場内
  - ・名 所：原町区、小高区、鹿島区、飯舘区
  - ・所管区域：旧市町村の区域
  - ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く。
  - ・区 長：特別職（任期は2年、10年を目安に見直しをする。）
- ④地域事務所
  - ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
  - ・名 称：原町区役所、飯舘区役所、小高区役所、鹿島区役所
  - ・事務所長：区長兼務
- ⑤地域協議会
  - ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
  - ・任 期：2年
  - ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。

協議第26号 継続協議

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保育関係）について  
【協定項目24－（3）－オ】

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保育関係）について、次のとおり提案する。

- 1 保育時間については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
- 2 保育料については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。  
ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の50%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。
- 3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。
- 4 放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。
- 5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
- 6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 地域子育て支援センター事業については、合併後の当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

平成16年8月10日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.24-(3)-オ	各種事務事業の取扱い（保健福祉／保育関係）
調整方針	<p>1 保育時間については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。</p> <p>2 保育料については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の50%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。</p> <p>3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。</p> <p>4 放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。</p> <p>5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。</p> <p>6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 地域子育て支援センター事業については、合併後の当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。</p>	

区分	4 市 村 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
保育所(園)数 施設数 定数 保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立 5 保育園</li> <li>・合計 430人</li> <li>・平日 8:30～16:00</li> <li>土曜日 8:30～12:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村立 1 保育所</li> <li>・合計 45人</li> <li>・平日 8:30～16:30</li> <li>土曜日 7:30～12:45</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村立 1 保育所</li> <li>・合計 90人</li> <li>・平日 8:30～17:15</li> <li>土曜日 8:00～17:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村立 1 保育所</li> <li>・合計 55人</li> <li>・平日 8:30～16:30</li> <li>土曜日 8:00～16:30</li> </ul>
	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 早朝 7:30～8:30</li> <li>夕方 16:00～18:00</li> <li>・土曜日 12:00～13:00</li> <li>わかば保育園 12:00～18:00</li> </ul>	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 早朝 7:30～8:30</li> <li>夕方 16:30～18:45</li> </ul>	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 早朝 7:30～8:30</li> <li>夕方 17:15～18:00</li> </ul>	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 早朝 7:30～8:30</li> <li>夕方 16:30～18:00</li> <li>・土曜日 早朝 8:00～8:30</li> <li>夕方 16:30～18:00</li> </ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・年齢区分は、3歳未満児と3歳以上児の区分。年途中の入所の場合は、入所時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>
受入年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後6ヶ月からの乳児（関の森保育園については、満3歳からの幼児）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後6ヶ月からの乳児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後6ヶ月からの乳児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後6ヶ月からの乳児から満2歳まで</li> </ul>

保 育 料 基 準 の 現 況

白 河 市

表 郷 村

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	円 0		
B	A階層及びD階層を除き前年度の市民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	7,500 3,750 750	4,500 2,250 450	4,500 2,250 450	
		市民税課税世帯				
C			17,200 8,600 1,720	14,000 7,000 1,400	14,000 7,000 1,400	
		D1	13,000円未満	22,500 11,250 2,250	19,500 9,750 1,950	19,500 9,750 1,950
		D2	13,000円以上 64,000円未満	26,000 13,000 2,600	23,000 11,500 2,300	23,000 11,500 2,300
D3	64,000円以上 112,000円未満	34,000 17,000 3,400	31,000 15,500 3,100	29,000 14,500 2,900		
D4	112,000円以上 160,000円未満	40,000 20,000 4,000	36,300 18,150 3,630	30,300 15,150 3,030		
D5	160,000円以上 408,000円未満	53,000 26,500 5,300	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050		
D6	408,000円以上	57,600 28,800 5,760	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050		

注) 中段は、2人目の入園児童に適用…（1/2）  
下段は、3人目の入園児童に適用…（1/10）

保育の実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）		
国階層区分	村階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
第1	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	
第2	B	第1階層（A）及び第4階層（D1）～第7階層（D6）を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,000	3,000
			均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	10,000	7,000
第3	C1		所得割の額のある世帯5,000円未満	12,000	9,000
			所得割の額のある世帯5,000円	13,000	11,000
			所得税 30,000未満	16,000	15,000
第4	D1	第1階層（A）を除き、前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税 30,000～ 80,000未満	24,000	21,000
			所得税 80,000～ 140,000未満	32,000	25,000
第5	D3		所得税 140,000～ 200,000未満	37,000	26,000
			所得税 200,000～ 510,000未満	38,000	29,000
第6	D5		40,000	35,000	
第7	D6		40,000	35,000	

注) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

保 育 料 基 準 の 現 況

大 信 村

東 村

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000	2,000
C1		均等割の額のみ世帯	6,000	4,000
C2		所得割の額のある世帯	10,000	8,000
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,000円未満	13,000	10,000
D2		17,000円以上 64,000円未満	21,000	17,000
D3		64,000円以上 160,000円未満	25,000	19,000
D4		160,000円以上 204,000円未満	28,000	21,000
D5		204,000円以上 408,000円未満	32,000	23,000
D6		408,000円以上	36,000	25,000

注）同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,400	3,600
第3階層		市町村民税課税世帯	11,700	9,900
第4階層	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	18,000	16,200
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	26,700	24,900
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	36,600	34,800
第7階層		408,000円以上	48,000	46,200

注）同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

国の保育料徴収金基準額表

階 層	定 義	徴収金基準額（月額）		
		3 歳未満	3 歳以上児	
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	
2	前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯（第 1 階層及び第 4～7 階層除く）	市町村民税非課税世帯（母子世帯等）	0	0
		市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
3		市町村民税課税世帯（母子世帯等）	18,500	15,500
		市町村民税課税世帯	19,500	16,500
4	第 1 階層を除く前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	所得税課税 64,000円未満	30,000	27,000
〃 64,000円 以上 160,000円未満		44,500	41,500	
〃 160,000円 以上 408,000円未満		61,000	58,000	
〃 408,000円 以上		80,000	77,000	
同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合	第 2～4 階層 所得税 64,000円未満	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。)	徴収基準額表に定める額	
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。)	徴収基準額表に定める額×0.5	
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額×0.1	
	第 5～7 階層 所得税 64,001円以上	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。)	徴収基準額表に定める額	
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。)	徴収基準額表に定める額×0.5	
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額×0.1	

## 保育園（所）徴収金検討資料

### 平成15年度保育園（所）費決算額

	白河市		表郷村		大信村		東村		合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
歳出決算額	586,444,486	100.0%	81,870,706	100.0%	121,865,119	100.0%	77,133,582	100.0%	867,314,893	100.0%
(財源内訳)										
国庫負担（補助）金	129,138,775	22.0%	23,907,390	29.2%	29,086,485	23.9%	18,760,900	24.3%	200,893,550	23.2%
県負担金	64,569,387	11.0%	16,372,695	20.0%	14,683,242	12.0%	9,380,450	12.2%	105,005,774	12.1%
保育園（所）徴収金	139,939,490	23.9%	11,086,900	13.5%	15,432,680	12.7%	14,774,570	19.2%	181,233,640	20.9%
寄付金その他	105,250	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	105,250	0.0%
一般財源	252,691,584	43.1%	30,503,721	37.3%	62,662,712	51.4%	34,217,662	44.4%	380,076,679	43.8%

### 平成15年度決算額に各市村の保育園（所）徴収金基準を採用した場合

	白河市基準		表郷村基準		大信村基準		東村基準		
	金額	割合	金額	割合	金額		金額	割合	
歳出決算額	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	
(財源内訳)									
国庫負担（補助）金	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	
県負担金	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	
保育園（所）徴収金	194,994,840	22.5%	152,790,000	17.6%	123,200,400	14.2%	161,934,120	18.7%	
寄付金その他	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	
一般財源	366,315,479	42.2%	408,520,319	47.1%	438,109,919	50.5%	399,376,199	46.0%	

### 保育所（園）児童数

	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村		合 計	
	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数
0歳児	5	28	1	7	1	10	1	11	8	56
1歳児		98		14		24		24		160
2歳児		107		13		18		17		155
3歳児		122		16		21		0		159
4歳児		120		4		14		0		138
5歳児		109		4		13		0		126
合 計		584		58		100		52		794

### 保育児童の階層区分別人数

白 河 市								表 郷 村					大 信 村					東 村							
階層	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数
	基準額	人数	基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数	
A	-	0	-	1	-	1	2	A	-	0	-	0	0	A	-	2	-	0	2	第1	-	0	-	0	0
B	7,500	41	4,500	34	4,500	56	131	B	4,000	3	3,000	9	12	B	3,000	5	2,000	3	8	第2	5,400	5	3,600	0	5
C	17,200	46	14,000	16	14,000	37	99	C1	10,000	7	7,000	1	8	C1	6,000	13	4,000	5	18	第3	11,700	13	9,900	0	13
								C2	12,000	1	9,000	0	1	C2	10,000	6	8,000	6	12						
								C3	13,000	1	11,000	0	1												
D1	22,500	8	19,500	7	19,500	8	23	D1	16,000	3	15,000	3	6	D1	13,000	4	10,000	4	8	第4	18,000	13	16,200		13
D2	26,000	40	23,000	10	23,000	29	79	D2	24,000	5	21,000	2	7	D2	21,000	8	17,000	9	17						
D3	34,000	27	31,000	13	29,000	29	69	D3	32,000	7	25,000	4	11	D3	25,000	16	19,000	11	27	第5	26,700	11	24,900		11
D4	40,000	15	36,300	7	30,300	14	36	D4	37,000	2	26,000	0	2	D4	28,000	1	21,000	3	4	第6	36,600	10	34,800	0	10
D5	53,000	49	36,800	26	30,500	40	115	D5	38,000	5	29,000	4	9	D5	32,000	1	23,000	2	3						
D6	57,600	7	36,800	8	30,500	15	30	D6	40,000	0	35,000	1	1	D6	36,000	0	25,000	1	1	第7	48,000	0	46,200	0	0
合計		233		122		229	584	合計		34		24	58	合計		56		44	100	合計		52		0	52



区 分	4 市 村 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
児童館事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>①白河市第一児童館</li> <li>②白河市第二児童館</li> </ul> </li> <li>○開館時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平 日 8:30 ～ 17:30</li> <li>・土曜日 8:30 ～ 12:00</li> </ul> </li> <li>○休館日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日、祝祭日、年末年始</li> </ul> </li> <li>○利用者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生、中学生、保護者が同伴する幼児等</li> </ul> </li> <li>○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①放課後児童健全育成事業</li> <li>②児童館開放事業（毎週火曜日）</li> <li>③子育てサークルの育成</li> <li>④母親クラブとの連携</li> </ul> </li> </ul>	/	/	/
放課後児童対策事業 (児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開設場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>①白河市第一児童館</li> <li>②白河市第二児童館</li> <li>③白河市立みさか小学校</li> <li>④白河市立白河第三小学校</li> <li>⑤白坂多目的研修センター</li> <li>⑥サンフレッシュ白河</li> </ul> </li> <li>○保育時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常期(平日放課後) 授業終了後～ 17:30 ※児童館 土曜開館 8:30 ～ 12:00</li> <li>・夏休み等の長期休業期 8:30 ～ 17:30</li> </ul> </li> <li>○月額保育料 無料</li> <li>○月額おやつ代 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会で決定、月により金額変動</li> </ul> </li> <li>○入会児童数 229人 (H16.2月現在) (H16.4月利用予定267人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開設場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>①表郷村立表郷小学校</li> </ul> </li> <li>○保育時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常期(放課後) 13:00 ～ 18:00</li> <li>・土曜日及び表郷村公立小・中学校 管理規則第10条の2に規定する 休業日 8:30 ～ 18:00</li> </ul> </li> <li>○月額保育料 無料</li> <li>○月額おやつ代 2,000円</li> <li>○入会児童数 16人 (H16.2月現在) (H16.4月利用予定27人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開設場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>①大信村立信夫第一小学校</li> <li>②大信村立信夫第二小学校</li> </ul> </li> <li>○保育時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常期(放課後) 授業終了後～ 18:00</li> <li>・振替休日及び夏休み等の長期休業 期 8:00 ～ 18:00</li> </ul> </li> <li>○月額保育料 3,000円 (2人目以降 2,000円)</li> <li>○月額おやつ代 2,000円</li> <li>○入会児童数 24人 (H16.2月現在) (H16.4月利用予定27人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ひがしこども館</li> </ul> </li> <li>○保育時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常期(放課後) 授業終了後～ 18:00</li> <li>・土曜日及び夏休み等の長期休業 期 7:30 ～ 18:00</li> </ul> </li> <li>○月額保育料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日～9日 1日 300円</li> <li>・10日以上 月額 3,000円</li> </ul> </li> <li>○月額おやつ代 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日～9日 1日 200円</li> <li>・10日以上 月額 2,000円</li> </ul> </li> <li>○入会児童数 65人 (H16.8現在)</li> </ul>

区 分	4 市 村 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
延長保育事業	<p>○実施箇所 みのり、さくら、ひまわり、わかばの各公立保育園</p> <p>○延長時間 ・平日 早朝 7:30～ 8:30 夕方 16:00～ 18:00 ・土曜日 12:00～ 13:00 ※わかば保育園 12:00～ 18:00</p> <p>○費用 通常の保育料のみ</p>	<p>○実施箇所 表郷保育所</p> <p>○延長時間 ・平日 早朝 7:30～ 8:30 夕方 16:30～ 18:45</p> <p>○費用 通常の保育料のみ</p>	<p>○実施箇所 大信村保育所</p> <p>○延長時間 ・平日 早朝 7:30～ 8:30 夕方 16:30～ 17:45</p> <p>○費用 通常の保育料のみ</p>	<p>○実施箇所 東村保育所</p> <p>○延長時間 ・平日 早朝 7:30～ 8:30 夕方 16:30～ 18:00</p> <p>○費用 通常の保育料のみ</p>
一時保育事業	<p>○実施箇所 白河市わかば保育園で実施。</p> <p>○対象児童 満1歳以上</p> <p>○条件 ①緊急保育：保護者の疾病、冠婚葬祭などの社会通念上やむをえない緊急的な場合 ②非定型保育：保護者が週3日以内のパート就労の場合一時的保育を行う日は保育園の開園日</p> <p>○保育時間 平 日 8:30～ 17:00 土曜日 8:30～ 12:00</p> <p>○費用 1,000円/日</p>	/	/	/

区 分	4 市 村 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
地域子育て支援センター事業	<p>○事業の目的            保育園に通園していない幼児の家族に対して、地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナー等による育児援助。</p> <p>○実施保育園            ・みのり保育園              「わくわくランド」 月1回            ・さくら保育園              「こたりの日」 月1回            ・ひまわり保育園              「ゆうゆう広場」 月2回            ・関の森保育園              「森のポケット」 月1回            ・わかば保育園              「ちびっ子広場」 月4回              「自由遊びの日」 月4回            ※わかば保育園の事業内容              対象：0歳から1歳児                毎月第1・3木曜日              対象：2歳児以上                毎月第2・4木曜日              利用時間                10:30～11:30              自由遊びの日                事前に電話連絡により申し込みが必要</p> <p>○費用 無料</p>			

先 進 事 例 ( 県 内 )

◎ 県内合併協議会の協議状況

□須賀川市・長沼町合併協議会

○保育事業

- 1 長沼町の保育所の保育料は、合併後、段階的に調整し、平成20年度までに須賀川市の保育料に統一する。
- 2 同じ世帯から2人以上入所する場合の保育料については、須賀川市の例による。
- 3 須賀川市の公立保育所の閉所時間については、午後6時30分まで延長する。
- 4 長沼町の延長保育については、現行どおり実施するものとし、須賀川市の実施については、個々の保育所の実情に合わせ合併後に調整する。
- 5 保育所の入所判定基準については、須賀川市の例による。

○児童福祉事業

- 1 平日については、午後零時30分から午後6時30分までとする。
- 2 土曜日・学校長期休業中については、午前8時から午後6時30分までとする。なお、児童クラブの入所判定基準については、須賀川市の例による。

□田村5町村合併協議会

○児童福祉事業

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

○保育事業

- 1 保育所の保育時間は、船引町の例により月曜から土曜まで7:30～18:30まで対応できる体制をとることとする。
- 2 船引町保育所以外の保育所において一時保育所を実施する。
- 3 延長保育については、現行のとおり新市に引き継ぐが、新市において利用者の要望を踏まえて調整する。
- 4 保育料については、平成17年3月分は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度より児童の属する世帯の前年度の所得税額が63,999円以下の階層は大越町の例により、64,000円以上の階層は常葉町の例による。
- 5 保育料の減免は、平成17年度から都路村及び常葉町の例による。
- 6 保育所給食は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぐが、利用者負担は大越町の例による。
- 8 滝根町の特別保育事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 許可外保育施設に対する助成事業は、船引町の例による。

□会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

○保育事業の取扱い

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、保育料については、合併する年度は各町村の例によるものとし、その翌年度から新町の保育料を定めるものとする。
- 2 保育時間、その他の保育サービスについては、新町において調整する。

○児童福祉事業の取り扱い

- 1 国又は県等が定める制度で差異のない事業については、合併時までに統合する。
- 2 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

先 進 事 例 ( 県 外 )

■篠山市（兵庫県）

○各種福祉制度の取扱い

- 1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- 2 独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。
- 3 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額1／3を参考として、合併時に調整する。

■さいたま市（埼玉県）

○児童福祉事業の取扱い

- ・児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。

■大船渡市（岩手県）

○各種福祉制度の取扱い

- ・合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

■さぬき市（香川県）

○各福祉制度の取扱い

- 1 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。

■南アルプス市（山梨県）

○児童福祉の取扱い

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- 3 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。

○保育事業の取扱い

- 1 サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。
- 2 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

■静岡市（静岡県）

○各種福祉制度の取扱い

- ・市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

■山県市（岐阜県）

○福祉関係事業関係

- 1 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については、高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。
- 2 延長保育料は、高富町の例による。

■大崎上島町（広島県）

○児童福祉事業について

- 1 放課後児童対策事業については、各小学校区に1箇所ずつ施設を設けるように調整する。
- 2 その他の調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

■東かがわ市（香川県）

○各種福祉制度の取扱い

- 1 国または県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。

○使用料、手数料等の取扱い

- 1 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。

○各種福祉制度の取扱い

- 1 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。

■神流町（群馬県）

○児童福祉事業

- ・統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。

○保育事業

- ・へき地保育所として、万場町の現有施設へ統合する。

■あさぎり町（熊本県）

○児童福祉制度の取扱い

- ・児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。
- ・保育料の取扱い国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。

先 進 事 例 ( 県 外 )

■いなべ市（三重県）

各種福祉事業

- 1 児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。
- 2 保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとす。保育料については、合併後に統一する。

■飛騨市（岐阜県）

○児童福祉事業

- 1 地域子育て支援センター事業については、新市移行までに事業内容を統一し調整する。

○保育事業

- 1 公立保育園事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。開所時刻は7時30分からを基本とし、開所時間は11時間を基本とする。
- 2 私立保育所児童保育事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- 3 通園バスの利用料は徴収しない。
- 4 保育園給食の調理場所については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。主食費については、新市に移行後統一するよう調整する。但し、3歳未満児については徴収しない。
- 5 保育料の算定及び保育内容については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、移行後3年をめどに統一するよう調整する。但し、算定については、国の基準の50%～70%を目標に階層区分に応じ調整するものとする。なお、0歳児については、新市において調整する。
- 6 保育料の減免については、新市移行までに調整する。

■対馬市（長崎県）

○各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・児童館・・・現行のとおりとす。

○各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・保育所関係…合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧村の例による。

■安芸高田市（広島県）

○児童福祉事業の取扱い

- ・児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおりに調整する。
- ・児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。

■壱岐市（長崎県）

○各種福祉制度の取扱い

- ・保育所については現行のとおりとすものとし、保育料については、合併前に調整し、合併時から適用する。ただし、保育時間、保育年齢については新市において検討する。

■佐渡市（新潟県）

○児童福祉

- 1 保育所施設は、当面現行のとおりとす。
- 2 基本的な保育時間は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとす。
  - a 月曜日～金曜日8時から16時
  - b 土曜日 8時から正午
- 3 延長保育は、現行のとおりとす、合併後圏域的に調整を図る。
- 4 保育料算定階層区分は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとす。
- 5 保育所の保育料は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとす。
  - a 1人月額8,400円
- 6 同一家族の2人目、3人目の保育料は、少子化対策を考慮し、2人目10分の2、3人目無料とする。
- 7 特別保育事業は、現行のとおりに引き継ぎ、合併後に調整する。

○福祉事業の取扱い

- 1 児童館は、地域の要望等を踏まえ、新市で調整する。

協議第41号

各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／窓口関係）について  
【協定項目24－（2）－ウ】

各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／窓口関係）について、次のとおり提案する。

- 1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明事務等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、日曜窓口及び時間延長については、総合支所方式による事務組織の編成を踏まえ、合併時までに調整する。
- 2 表郷村の証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、表郷地区以外の地区への自動交付機の設置については、新市において電子自治体構築の推進状況を踏まえ検討する。
- 3 4市村で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.24-(2)-ウ	各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／窓口関係）
調整方針	<p>1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明事務等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、日曜窓口及び時間延長については、総合支所方式による事務組織の編成を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p>2 表郷村の証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、表郷地区以外の地区への自動交付機の設置については、新市において電子自治体構築の推進状況を踏まえ検討する。</p> <p>3 4市村で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
戸籍届出・受付関係	<p><b>【概要】</b> 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出20、報告的届出30項目</p> <p><b>【届出受付】</b> ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 市役所内の日直（警備員）が受領</p>	<p><b>【概要】</b> 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出20、報告的届出30項目</p> <p><b>【届出受付】</b> ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 村役場内の守衛が受領</p>	<p><b>【概要】</b> 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出20、報告的届出30項目</p> <p><b>【届出受付】</b> ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 届出者より連絡を受け、担当者が出勤し受領</p>	<p><b>【概要】</b> 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出20、報告的届出30項目</p> <p><b>【届出受付】</b> ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 守衛が担当者に連絡し、担当者が出勤し受領</p>
埋葬・火葬・改葬（許可）等に関すること	<p><b>【概要】</b> 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬・分骨許可申請受付、許可証発行</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 市役所内の日直（警備員室）が受付、届書に基づき許可証発行</p>	<p><b>【概要】</b> 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 （守衛が担当者に連絡をとることに より、担当者が出勤）</p>	<p><b>【概要】</b> 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 （村役場正面玄関掲示された担当 者連絡先に住民が連絡すること により、担当者が出勤）</p>	<p><b>【概要】</b> 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p><b>【受付時間】</b> 毎日随時</p> <p><b>【時間外受付】</b> 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 （守衛が担当者に連絡をとることに より、担当者が出勤）</p>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
証明書 <sup>1</sup> の交付	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は市個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 ○日曜窓口業務 ・毎週日曜日 8:30 ～ 12:00 に本庁開庁（連休日は、最後の休日） ※ 12月29日～1月3日を除く ・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、市税の納税相談 ・市民課及び税務課のそれぞれ管理職1名と職員2名により対応 ・休日等に業務を実施した場合のサポート体制として、不足の事態を考慮した緊急対応マニュアル等を策定</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 未実施</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p> <p>【その他】 ○証明書自動交付機の設置（庁舎村民ホール内） ・平日 8:00 ～ 20:00 ・土・日・祝日 9:00 ～ 17:00 ・住民票、印鑑証明書の交付 ・印鑑登録証（おもてごう住民カード）により、自動交付機の利用が可能</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 未実施</p> <p>【窓口時間延長】 ○窓口延長業務 ・毎週水曜日（祝日を除く。） 17:15 ～ 18:15 ・住民票、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、村税の納税相談 ・税務課及び住民生活課の職員各1名により対応</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 ○日曜窓口業務 ・毎週日曜日 9:00 ～ 12:00 に本庁開庁 ・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、税金、料金等の収納 ・管理職1名と職員1名により対応。</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p>
印鑑登録事務	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付（郵便での請求不可）</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付（郵便での請求不可）</p> <p>※印鑑登録証（おもてごう住民カード）により自動交付機が利用可能</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付（郵便での請求不可）</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付（郵便での請求不可）</p>

区 分	4 市 村 の 現 況				
	手 数 料 の 名 称	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
戸 籍	戸籍謄本・抄本	1 通 450 円	1 通 450 円	1 通 450 円	1 通 450 円
	除籍謄本・抄本	1 通 750 円	1 通 750 円	1 通 750 円	1 通 750 円
	戸籍記載事項証明	1 事項 350 円	1 事項 350 円	1 件 350 円	1 件 350 円
	除籍記載事項証明	1 事項 450 円	1 事項 450 円	1 件 450 円	1 件 450 円
	戸籍届出受理証明・届書記載事項証明	1 通 350 円	1 通 350 円	1 通 350 円	1 通 350 円
	戸籍届出受理証明（上質紙）	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円
	書類閲覧	1 書類 350 円	1 書類 350 円	1 件 350 円	1 件 350 円
	身分に関する証明	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円
住民基本台帳	住民基本台帳閲覧	1 世帯 200 円	1 件（5人ごと） 200 円	1 件（30分） 200 円	1 件 200 円
	住民票写し交付	世帯票（1世帯） 200 円	世帯票（5人まで） 400 円 （6人以上） 600 円	世帯票（4人まで） 200 円 1名増ごと + 50 円	世帯票（5人まで） 200 円 1名増ごと + 100 円
		個人票 200 円	個人票 200 円	個人票 200 円	個人票 200 円
		除票 200 円	除票 400 円	除票 200 円	除票 200 円
	住民票記載事項証明	1 通 200 円	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	住民基本台帳カード交付	1 枚 500 円	1 枚 500 円	1 枚 500 円	1 枚 500 円
	戸籍附票交付	1 通 200 円	1 件 200 円	1 通 200 円	1 件 200 円
	白河市民証	1 枚 200 円			
印鑑登録	印鑑登録証交付	1 枚 200 円			
	印鑑登録証明書交付	1 枚 200 円	1 枚 200 円	1 件 200 円	1 通 200 円
	印鑑登録証再交付		1 件 600 円		
外国人登録	外国人登録原票写し	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円
	外国人登録原票記載事項証明	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円

区 分	4 市 村 の 現 況				
	手 数 料 の 名 称	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
認可地縁団体	認可地縁団体証明書交付	1 枚 200 円			
	認可地縁団体印鑑登録証明	1 枚 200 円			
税務関係	納税証明	1 件(1 年度 1 税目)200 円	1 枚(5 項目まで) 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	課税証明	1 枚(1 年度) 200 円	1 枚(1 年度) 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	所得証明	1 枚(1 年度) 200 円	1 枚(1 年度) 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	営業に関する証明	1 枚 200 円	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	事業所所在証明	1 枚 200 円	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	固定資産評価証明	1 枚{3 筆(棟)まで}200 円 1 筆(棟) 増ごと + 50 円	1 枚{5 筆(棟)まで}200 円	1 枚{5 筆(棟)まで}200 円 1 筆(棟) 増ごと + 50 円	5 枚{25 筆まで} 200 円 1 枚(5 筆) 増ごと + 100 円
	固定資産公課証明	1 枚{3 筆(棟)まで}200 円 1 筆(棟) 増ごと + 50 円	1 枚{5 筆(棟)まで}200 円	1 枚{5 筆(棟)まで}200 円 1 筆(棟) 増ごと + 50 円	5 枚{25 筆まで} 200 円 1 枚(5 筆) 増ごと + 100 円
	固定資産記載事項証明	1 枚{3 筆(棟)まで}200 円 1 筆(棟) 増ごと + 50 円	1 枚{5 筆(棟)まで}200 円	1 枚{5 筆(棟)まで}200 円 1 筆(棟) 増ごと + 50 円	5 枚{25 筆まで} 200 円 1 枚(5 筆) 増ごと + 100 円
	固定資産証明	1 通 200 円	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	固定登録証明	1 通 200 円	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	名寄帳写し交付	1 枚 200 円	1 枚 200 円	1 枚(用紙代) 40 円	1 件 200 円
	土地所在証明	1 通 200 円	1 枚 200 円	1 件 200 円	1 件 200 円
	納税義務者証明	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円
	土地・家屋台帳閲覧	1 冊 200 円	1 件 200 円	1 冊(30 分) 200 円	1 件 200 円
	住宅用家屋証明	1 通 1,300 円	1 枚 800 円	1 通 1,300 円	1 通 1,300 円
租税特別措置 関係	優良宅地造成認定審査	1 件 86,000 円	1 件 86,000 円	1 件 86,000 円	1 件 86,000 円
	優良住宅新築認定審査	床面積に応じて 6,200 円～ 58,000 円	床面積に応じて 6,200 円～ 58,000 円	床面積に応じて 6,200 円～ 43,000 円	床面積に応じて 6,200 円～ 43,000 円
臨時運行許可	臨時運行許可申請	1 両 750 円			

区 分	4 市 村 の 現 況								
	手 数 料 の 名 称	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村	
そ の 他	公簿、公文書及び図面閲覧	1冊 (枚)	200円	1件	200円	1事項	200円	1件	200円
	公簿、公文書及び図面証明	1枚	200円	1件	200円	1事項	200円	1件	200円
	公簿、公文書及び図面謄写	1枚	200円	1件	200円	1件	200円	1件	200円
	その他の証明	1枚	200円	1件	200円	1件	200円	1枚	200円
	督促手数料	1通	50円	1通	100円	1通	100円	1通	100円

#### 【先進事例】

##### ○田村地方5町村合併協議会

1. 戸籍事務は、新市において戸籍事務の電子情報指定市町村の指定を受け、早期に電子化を図る。
2. 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明事務等は、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮するとともに、負担の公平を図るため、合併時に手数料を統一する。
3. 窓口業務の延長は、合併時に統合し、毎週木曜日に午後7時まで各行政局で行う。
4. 休日窓口業務の対応は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、船引行政区では他の行政局管内の住民に対しても戸籍を除く証明事務を行う。
5. 自動車臨時運行許可業務は、合併時に船引町の例により各行政局で行う。
6. 5町村で差異のない手数料等については、現行のとおりとする。
7. 5町村で差異のある手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則により統一に努める。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において速やかに調整する。

##### ○伊達7町合併協議会

1. 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整し、実施するものとする。
2. 戸籍及び住民票等関係の手数料については、合併時に統一する。

##### ○南相馬合併協議会

1. 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう合併時まで調整する。

##### ○喜多方地方5市町村合併協議会

1. 戸籍及び住民基本台帳等の窓口業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、時間延長については、合併時に統一する。
2. 5市町村に差異のない手数料については現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。
3. 戸籍事務については、喜多方市と熱塩加納村の電算システムを合併時に統合し、新市において早期に全ての戸籍簿等を電算化する。
4. 外国人登録システムについては、合併時に統一する。
5. 5市町村で差異のない手数料等については、現行のとおりとする。
6. 5町村で差異のある手数料等については、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に、住民サービスに対する適切な負担額を決定し、合併時の統一に努める。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。

協議第42号

各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／建設関係）について  
【協定項目24－（5）－ア】

各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／建設関係）について、次のとおり提案する。

市村道については、現行のとおり新市に引継ぎ、市道の認定基準については白河市の例を基本として新市において統一する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.24-(5)-ア	各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／建設関係）
調整方針	市村道については、現行のとおり新市に引継ぎ、市道の認定基準については白河市の例を基本として新市において統一する。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
道路認定・廃止	<p>【市道の現況】 （平成16年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：1,071</li> <li>・実延長：499,178 m</li> <li>・改良率：53.0 %</li> <li>・舗装率：72.5 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令、国土交通省認定基準及び白河市区道路認定基準・特例基準により認定</li> </ul> <p>【認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定</li> <li>○道路改良事業による従前道路の廃止認定（ルート変更の場合当該路線を一度廃止し再認定）</li> <li>・議決後、認定告示（その都度）</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定、供用開始等の告示</li> </ul>	<p>【村道の現況】 （平成16年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：232</li> <li>・実延長：162,649 m</li> <li>・改良率：44.8 %</li> <li>・舗装率：57.7 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令及び国土交通省認定基準により認定</li> </ul> <p>【認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定</li> <li>○道路改良事業による従前道路の廃止認定（起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定）</li> <li>・議決後、認定告示（その都度）</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定・変更、供用開始等の告示</li> </ul>	<p>【村道の現況】 （平成16年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：208</li> <li>・実延長：147,863 m</li> <li>・改良率：61.9 %</li> <li>・舗装率：74.2 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令及び国土交通省認定基準により認定</li> </ul> <p>【認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定</li> <li>○道路改良事業による従前道路の廃止認定（起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定）</li> <li>・議決後、認定告示（その都度）</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定・変更、供用開始等の告示</li> </ul>	<p>【村道の現況】 （平成16年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：284</li> <li>・実延長：182,892 m</li> <li>・改良率：58.2 %</li> <li>・舗装率：62.0 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令及び国土交通省認定基準により認定</li> </ul> <p>【認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定</li> <li>○道路改良事業による従前道路の廃止認定（起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定）</li> <li>・議決後、認定告示（その都度）</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定・変更、供用開始等の告示</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>【廃止】</p> <p>○従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p> <p>【変更】</p> <p>○字、起終点、重要な経過地の変更による路線の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定同様に議会の議決が必要</li> <li>・変更の公示</li> <li>・区域の変更、供用開始の公示</li> </ul>	<p>【廃止】</p> <p>○従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>	<p>【廃止】</p> <p>○従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>	<p>【廃止】</p> <p>○従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>

### 【先進事例】

- 伊達7町合併協議会
  - ・町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ、市道の認定基準は新市において再編する。
- 田村地方5町村合併協議会
  - ・町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。
- 千曲市（長野県）
  - ・市道、町道の取扱いについては、現市道・町道は新市の市道として位置付ける。認定基準は更埴市の例による。
- 三次市（広島県）
  - ・市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。

### 【参考法令等】

- 道路法（抜粋）
  - （道路の種類）
  - 第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。
    - （1）高速自動車国道
    - （2）一般国道
    - （3）都道府県道
    - （4）市町村道
  - （市町村道の意義及びその路線の認定）
  - 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
  - 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
  - （路線の認定の公示）
  - 第9条 都道府県知事又は市町村長は、第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。
  - （路線の廃止又は変更）
  - 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
  - 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。
  - 3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。
  - （市町村道の管理）
  - 第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。



協議第43号

各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／上下水道関係）について  
【協定項目24－（5）－イ】

各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／上下水道関係）について、次のとおり提案する。

- 1 水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 積立金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 水道料金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、新市において新たな財政収支計画に基づき5年を目途に段階的に統一する。
- 4 各種手数料については、合併時に統一する。
- 5 公共下水道事業及びコミュニティプラントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 6 下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 8 農業集落排水施設使用料については、現行のとおりとし、新市において5年を目途に新たな施設改良計画を踏まえ統一する。加入金については、合併時に廃止する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 24-(5)-イ	各種事務事業の取扱い（建設に関する事務／上下水道関係）
調整方針	<p>1 水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 積立金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 水道料金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、新市において新たな財政収支計画に基づき5年を目途に段階的に統一する。</p> <p>4 各種手数料については、合併時に統一する。</p> <p>5 公共下水道事業及びコミュニティプラントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>8 農業集落排水施設使用料については、現行のとおりとし、新市において5年を目途に新たな施設改良計画を踏まえ統一する。加入金については、合併時に廃止する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
水道事業	<p><b>【水道事業概要】</b></p> <p><b>【上水道事業】</b> ○白河市水道事業 計画給水人口 49,500 人 計画最大給水量 27,260m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和26年5月19日</p> <p><b>【簡易水道事業】</b> ○東部簡易水道事業 計画給水人口 4,960 人 計画最大給水量 3,160m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和48年8月10日</p> <p>○五箇簡易水道事業 計画給水人口 1,800 人 計画最大給水量 520m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和46年6月26日</p> <p>○旗宿簡易水道事業 計画給水人口 370 人 計画最大給水量 153m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成9年3月4日</p> <p><b>【工業用水道事業】</b> 計画最大給水量 6,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成9年12月26日</p>	<p><b>【水道事業概要】</b></p> <p><b>【上水道事業】</b> ○表郷村水道事業 計画給水人口 7,920 人 計画最大給水量 3,150m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和55年10月24日</p> <p><b>【簡易水道事業】</b> 該当なし</p> <p><b>【工業用水道事業】</b> 該当なし</p>	<p><b>【水道事業概要】</b></p> <p><b>【上水道事業】</b> 該当なし</p> <p><b>【簡易水道事業】</b> ○大信村簡易水道事業 計画給水人口 4,990 人 計画最大給水量 3,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和50年7月4日</p> <p>○赤仁田簡易給水施設 計画給水人口 42 人 計画最大給水量 27m<sup>3</sup>/日</p> <p><b>【工業用水道事業】</b> 該当なし</p>	<p><b>【水道事業概要】</b></p> <p><b>【上水道事業】</b> ○東村水道事業 計画給水人口 6,500 人 計画最大給水量 3,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成8年3月27日</p> <p><b>【簡易水道事業】</b> 該当なし</p> <p><b>【工業用水道事業】</b> 該当なし</p>

区分	4 市 村 の 現 況																																																																																																							
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																																																																				
積立金 現在高	<b>【上水道事業】</b> (平成15年度末現在高) ・減債積立金 101,092,610 円 ・建設改良積立金 92,618,476 円 ・修繕引当金 50,450,734 円 ・退職引当金 35,197,343 円	<b>【上水道事業】</b> (平成15年度末現在高) ・減債積立金 16,857,000 円 ・建設改良積立金 20,638,260 円	<b>【簡易水道事業】</b> (平成15年度末現在高) ・設備改良積立金 7,087,411 円	<b>【上水道事業】</b> (平成15年度末現在高) ・減債積立金 11,000,000 円 ・利益積立金 5,000,000 円																																																																																																				
水道料金 (上水道・簡易水道・工業用水道)	<b>【上水道事業】</b> 水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.05 ※1円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="324 571 741 1121"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>口径種別</th> <th>基本料金 (1ヶ月)</th> <th>水量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般用</td> <td>13mm</td> <td>490円</td> <td>1m<sup>3</sup>～10m<sup>3</sup> 62円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,320円</td> <td>11m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup> 102円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2,150円</td> <td>20m<sup>3</sup>～ 193円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>6,590円</td> <td>公衆浴場 1m<sup>3</sup>～200m<sup>3</sup> 34円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>9,760円</td> <td>200m<sup>3</sup>～ 51円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>24,440円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 330円</td> </tr> <tr> <td>消火栓消防 演習用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1栓10分間 につき 2,280円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 上方部→偶数月 下方部→奇数月 ・納付期限 月末	用途	口径種別	基本料金 (1ヶ月)	水量料金	一般用	13mm	490円	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> 62円	20	1,320円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 102円	25	2,150円	20m <sup>3</sup> ～ 193円	40	6,590円	公衆浴場 1m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> 34円	50	9,760円	200m <sup>3</sup> ～ 51円	75	24,440円		臨時用	—	—	1m <sup>3</sup> につき 330円	消火栓消防 演習用	—	—	1栓10分間 につき 2,280円	<b>【上水道事業】</b> 水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05 ※1円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="763 571 1180 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月)</th> <th rowspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,800円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 180円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20m<sup>3</sup>まで</td> <td>3,600円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 180円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m<sup>3</sup>まで</td> <td>500円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 500円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) ○メーター使用料 <table border="1" data-bbox="763 962 1180 1372"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60円</td></tr> <tr><td>20</td><td>150円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250円</td></tr> <tr><td>30</td><td>300円</td></tr> <tr><td>40</td><td>500円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>100</td><td>3,500円</td></tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 26日/偶数月	用途	基本料金 (1ヶ月)		超過料金	水量	料金	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,800円	1m <sup>3</sup> につき 180円	営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,600円	1m <sup>3</sup> につき 180円	臨時用	1m <sup>3</sup> まで	500円	1m <sup>3</sup> につき 500円	口径	使用料 (1ヶ月)	13mm	60円	20	150円	25	250円	30	300円	40	500円	50	1,200円	75	2,500円	100	3,500円	<b>【上水道事業】</b> 水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05 ※1円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="1650 571 2067 962"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本料金 (1ヶ月)</th> <th>水量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家庭用一般</td> <td rowspan="2">500円</td> <td>1m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup> 125円</td> </tr> <tr> <td>21m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup> 155円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭用一般兼営業用</td> <td rowspan="2">560円</td> <td>51m<sup>3</sup>～100m<sup>3</sup> 170円</td> </tr> <tr> <td>101m<sup>3</sup>～200m<sup>3</sup> 190円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>625円</td> <td>201m<sup>3</sup>～ 200円</td> </tr> <tr> <td>公共用</td> <td>500円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 190円</td> </tr> <tr> <td>仮設メーター</td> <td>1,250円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 190円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) ○メーター使用料 <table border="1" data-bbox="1650 1050 2067 1372"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60円</td></tr> <tr><td>20</td><td>150円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250円</td></tr> <tr><td>30</td><td>300円</td></tr> <tr><td>40</td><td>500円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,200円</td></tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末/偶数月	区分	基本料金 (1ヶ月)	水量料金	家庭用一般	500円	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 125円	21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 155円	家庭用一般兼営業用	560円	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 170円	101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> 190円	営業用	625円	201m <sup>3</sup> ～ 200円	公共用	500円	1m <sup>3</sup> につき 190円	仮設メーター	1,250円	1m <sup>3</sup> につき 190円	口径	使用料 (1ヶ月)	13mm	60円	20	150円	25	250円	30	300円	40	500円	50	1,200円
用途	口径種別	基本料金 (1ヶ月)	水量料金																																																																																																					
一般用	13mm	490円	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> 62円																																																																																																					
	20	1,320円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 102円																																																																																																					
	25	2,150円	20m <sup>3</sup> ～ 193円																																																																																																					
	40	6,590円	公衆浴場 1m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> 34円																																																																																																					
	50	9,760円	200m <sup>3</sup> ～ 51円																																																																																																					
	75	24,440円																																																																																																						
臨時用	—	—	1m <sup>3</sup> につき 330円																																																																																																					
消火栓消防 演習用	—	—	1栓10分間 につき 2,280円																																																																																																					
用途	基本料金 (1ヶ月)		超過料金																																																																																																					
	水量	料金																																																																																																						
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,800円	1m <sup>3</sup> につき 180円																																																																																																					
営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,600円	1m <sup>3</sup> につき 180円																																																																																																					
臨時用	1m <sup>3</sup> まで	500円	1m <sup>3</sup> につき 500円																																																																																																					
口径	使用料 (1ヶ月)																																																																																																							
13mm	60円																																																																																																							
20	150円																																																																																																							
25	250円																																																																																																							
30	300円																																																																																																							
40	500円																																																																																																							
50	1,200円																																																																																																							
75	2,500円																																																																																																							
100	3,500円																																																																																																							
区分	基本料金 (1ヶ月)	水量料金																																																																																																						
家庭用一般	500円	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 125円																																																																																																						
		21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 155円																																																																																																						
家庭用一般兼営業用	560円	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 170円																																																																																																						
		101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> 190円																																																																																																						
営業用	625円	201m <sup>3</sup> ～ 200円																																																																																																						
公共用	500円	1m <sup>3</sup> につき 190円																																																																																																						
仮設メーター	1,250円	1m <sup>3</sup> につき 190円																																																																																																						
口径	使用料 (1ヶ月)																																																																																																							
13mm	60円																																																																																																							
20	150円																																																																																																							
25	250円																																																																																																							
30	300円																																																																																																							
40	500円																																																																																																							
50	1,200円																																																																																																							

4 市 村 の 現 況

区 分

白 河 市

表 郷 村

大 信 村

東 村

[簡易水道事業]  
 水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.05  
 ※1円未満切り捨て

口径種別	基本料金 (1ヶ月10m <sup>3</sup> )	超過料金
13mm	850円	1m <sup>3</sup> につき 105円
20	1,000円	
25	1,150円	
40	1,250円	
50	2,050円	
75	2,450円	

(消費税別)

- ・2ヶ月ごとに徴収。  
 上方部→偶数月  
 下方部→奇数月
- ・納付期限 月末

[簡易水道事業]

[簡易水道事業]  
 水道料金 = 基本料金 + 超過料金  
 + メーター使用料  
 ※1円未満切り捨て

種別	区分	基本料金 (1ヶ月)		超過料金
		水量	料金	
専 用	一般用	10m <sup>3</sup>	1,300円	1m <sup>3</sup> につ き130円
	団体用	10m <sup>3</sup>	1,300円	
	営業用	10m <sup>3</sup>	1,300円	
	臨時用	1m <sup>3</sup>	250円	
共 用		10m <sup>3</sup>	1,000円	1m <sup>3</sup> につ き100円

(消費税込)

○メーター器使用料

口 径	金 額 (1ヶ月)
13mm	70円
20	140円
25	150円
30	250円
40	300円
50	600円

(消費税込)

- ・2ヶ月ごとに徴収。
- ・納付期限 月末/奇数月

※赤仁田簡易給水施設の料金及びその他供給条件については、大信村簡易水道条例の定めるところによる。

区分	4 市 村 の 現 況																																																				
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																	
	<p>[工業用水道事業]  水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05  ※1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m<sup>3</sup>につき 60円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p> <p>○メーター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40mm以下</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>8,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	基本料金	超過料金	1m <sup>3</sup> につき 60円	1m <sup>3</sup> につき 120円	口 径	金 額 (1ヶ月)	40mm以下	2,600円	50	4,300円	75	4,800円	100	5,600円	150	8,700円	/	/	/																																	
	基本料金	超過料金																																																			
	1m <sup>3</sup> につき 60円	1m <sup>3</sup> につき 120円																																																			
	口 径	金 額 (1ヶ月)																																																			
40mm以下	2,600円																																																				
50	4,300円																																																				
75	4,800円																																																				
100	5,600円																																																				
150	8,700円																																																				
加入金	<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>230,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>3,200,000円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>管理者が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13mm	60,000円	20	110,000円	25	230,000円	40	700,000円	50	1,200,000円	75	3,200,000円	100	管理者が別に定める	<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>490,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>770,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50mmを超えるものについては管理者が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13mm	140,000円	20	175,000円	25	210,000円	30	280,000円	40	490,000円	50	770,000円	50mmを超えるものについては管理者が別に定める		<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13mm	80,000円	20	120,000円	25	160,000円	30	300,000円	40	400,000円	50	500,000円	75	750,000円	100	1,000,000円
口 径	金 額																																																				
13mm	60,000円																																																				
20	110,000円																																																				
25	230,000円																																																				
40	700,000円																																																				
50	1,200,000円																																																				
75	3,200,000円																																																				
100	管理者が別に定める																																																				
口 径	金 額																																																				
13mm	140,000円																																																				
20	175,000円																																																				
25	210,000円																																																				
30	280,000円																																																				
40	490,000円																																																				
50	770,000円																																																				
50mmを超えるものについては管理者が別に定める																																																					
口 径	金 額																																																				
13mm	80,000円																																																				
20	120,000円																																																				
25	160,000円																																																				
30	300,000円																																																				
40	400,000円																																																				
50	500,000円																																																				
75	750,000円																																																				
100	1,000,000円																																																				

区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				東 村			
○新規加入実績					○新規加入実績				/				○新規加入実績			
		H13	H14	H15		H13	H14	H15						H13	H14	H15
13 mm	44	38	47	13 mm	12	15	15	13 mm	1	3	1					
20	301	274	271	20	22	3	2	20	13	18	11					
25	16	10	3	25	1	0	0	25	0	0	2					
40	1	2	2	計	35	18	17	50	2	0	0					
50	0	0	1					計	16	21	15					
計	362	324	324													
[簡易水道事業]	加入金設定なし				[簡易水道事業]				[簡易水道事業]				[簡易水道事業]			
					/				[簡易水道事業]		[簡易水道事業]		[簡易水道事業]		[簡易水道事業]	
	口 径	金 額	口 径	金 額					口 径	金 額	口 径	金 額				
	13 mm	100,000 円	13 mm	100,000 円					13 mm	100,000 円	13 mm	100,000 円				
	20	100,000 円	20	110,000 円					20	180,000 円	20	430,000 円				
	25	110,000 円	25	村長が別に定める額					25	村長が別に定める額	25	村長が別に定める額				
	30	180,000 円	30	村長が別に定める額					30	村長が別に定める額	30	村長が別に定める額				
	40	220,000 円	40	村長が別に定める額					40	村長が別に定める額	40	村長が別に定める額				
	50	430,000 円	50	村長が別に定める額					50	村長が別に定める額	50	村長が別に定める額				
	75	村長が別に定める額	75	消費税込					75	消費税込	75	消費税込				
	100	村長が別に定める額	100						100		100					
	125	村長が別に定める額	125		125		125									
				○新規加入実績	○新規加入実績			○新規加入実績								
					H13	H14	H15		H13	H14	H15					
				20 mm	6	6	1	20 mm	6	6	1					
				計	6	6	1	計	6	6	1					

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
水道関係 手数料	<b>【上水道事業】</b> ○設計審査手数料		<b>【上水道事業】</b> ○設計審査及び工事検査手数料	
	工事費	金額	口径	金額
	10,000円未満	500円	13mm	4,000円
	10,000円以上 50,000円未満	1,000円	20	6,400円
	50,000円以上 100,000円未満	1,500円	25	9,000円
	100,000円以上	3,000円	30	13,000円
			40mm以上	20,000円
	○工事検査手数料			
	工事費	金額		
	10,000円未満	500円		
10,000円以上 50,000円未満	1,000円			
50,000円以上 100,000円未満	1,500円			
100,000円以上	3,000円			
○給水装置工事事業者指定手数料 指定件数1件につき 10,000円		○給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円		
○国県道の道路占用申請手数料 申請件数1件につき 2,000円		○給水装置、工事道路占用許可申請手数料 1件につき 10,000円		
○各種証明手数料 証明件数1件につき 200円		○消防の消火栓演習の立会 1基につき 1,000円		
<b>【簡易水道事業】</b> ○設計審査手数料		<b>【簡易水道事業】</b> ○設計審査手数料		
工事費	金額	工事費	金額	
10,000円未満	500円	50,000円未満	500円	
10,000円以上 50,000円未満	1,000円	50,000円以上 200,000円未満	1,000円	
50,000円以上 100,000円未満	1,500円	200,000円以上 500,000円未満	1,500円	
100,000円以上	3,000円	500,000円以上 1,000,000円未満	2,000円	
		1,000,000円以上	工事費の0.5%	
		<b>【上水道事業】</b> ○設計審査及び工事検査手数料		
		口径		
		新設又は全面改造工事		
		その他の工事		
		13及び20mm	8,000円 4,000円	
		25及び30mm	10,000円 5,000円	
		40及び50mm	14,000円 7,000円	
		75及び100mm	20,000円 10,000円	
		150mm以上	管理者が別に定める	
		給水管分岐工事	4,000円	
		○給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円		
		○給水装置工事道路占用書類作成手数料 県道1件につき 25,000円 村道1件につき 15,000円		
		○各種証明手数料 1件 200円		

区分	4 市 村 の 現 況																									
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																						
	○工事検査手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 円未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上 50,000 円未満</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 円以上 100,000 円未満</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>100,000 円以上</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ○給水装置工事業者指定手数料 指定件数 1 件につき 10,000 円 ○国道の道路占用申請手数料 申請件数 1 件につき 2,000 円 ○各種証明手数料 証明件数 1 件につき 200 円	工 事 費	金 額	10,000 円未満	500 円	10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円	50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円	100,000 円以上	3,000 円	/	○工事検査手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 円以上 200,000 円未満</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>200,000 円以上 500,000 円未満</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>500,000 円以上 1,000,000 円未満</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000 円以上</td> <td>工 事 費 の 0.5 %</td> </tr> </tbody> </table> ○給水装置工事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円 ○承認手数料 ・責任技術者 1 件につき 600 円 ・主任配管工 1 件につき 600 円 ○公共及び私設消火栓使用立会い手数料 1 基 1 回 200 円	工 事 費	金 額	50,000 円未満	500 円	50,000 円以上 200,000 円未満	1,000 円	200,000 円以上 500,000 円未満	2,000 円	500,000 円以上 1,000,000 円未満	4,000 円	1,000,000 円以上	工 事 費 の 0.5 %	/
工 事 費	金 額																									
10,000 円未満	500 円																									
10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円																									
50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円																									
100,000 円以上	3,000 円																									
工 事 費	金 額																									
50,000 円未満	500 円																									
50,000 円以上 200,000 円未満	1,000 円																									
200,000 円以上 500,000 円未満	2,000 円																									
500,000 円以上 1,000,000 円未満	4,000 円																									
1,000,000 円以上	工 事 費 の 0.5 %																									
	[工業用水道事業] ○設計審査手数料 1 件につき 5,000 円 ○工事検査手数料 1 件につき 8,000 円 ○分岐立会手数料 1 件につき 8,000 円 ○各種証明手数料 1 件につき 200 円	[工業用水道事業]	[工業用水道事業]	[工業用水道事業]																						



区分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村												
下水道事業	<p><b>【下水道事業概要】</b></p> <p><b>【白河市公共下水道事業】</b>  種 別 公共下水道  処理区 白河処理区  当初認可年月日 昭和56年2月20日  最終認可年月日 平成13年11月20日  供用開始年月日 平成6年3月29日  事業期間 平成20年3月31日  排除方式 分流式  処理方式 標準活性汚泥法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体計画</th> <th>認可計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理面積</td> <td>2,213ha</td> <td>889ha</td> </tr> <tr> <td>処理人口</td> <td>43,770人</td> <td>27,030人</td> </tr> <tr> <td>処理水量</td> <td>39,500m<sup>3</sup>/日</td> <td>19,800m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>		全体計画	認可計画	処理面積	2,213ha	889ha	処理人口	43,770人	27,030人	処理水量	39,500m <sup>3</sup> /日	19,800m <sup>3</sup> /日			
	全体計画	認可計画														
処理面積	2,213ha	889ha														
処理人口	43,770人	27,030人														
処理水量	39,500m <sup>3</sup> /日	19,800m <sup>3</sup> /日														
下水道使用料	<p><b>【目的】</b>  都市環境センターの維持管理費・下水道管の清掃や修理に要する費用に当てるため、下水道法・下水道条例に基づき、下水道利用者から使用料を徴収する。</p> <p><b>【概要】</b>  ・従量制・累進制料金を採用  ・2ヶ月ごとに徴収  ・納付期限 月末  ・水道料金と一緒に徴収（水道事業所へ事務委託）</p>															

区分	4 市 村 の 現 況																													
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																										
	<p>[下水道使用料]            下水道使用料= (基本使用料+超過使用料) × 1.05            ※1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般汚水</td> <td rowspan="7">汚水量 10m<sup>3</sup>まで 1,000円</td> <td>10m<sup>3</sup>超 20m<sup>3</sup>まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超 30m<sup>3</sup>まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>超 50m<sup>3</sup>まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>超 100m<sup>3</sup>まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>超 200m<sup>3</sup>まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>200m<sup>3</sup>超 500m<sup>3</sup>まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>超</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>汚水量 10m<sup>3</sup>まで 1,000円</td> <td>10m<sup>3</sup>を超える分</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>				種類	基本使用料	超過使用料		汚水量	料金	一般汚水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円	20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円	30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円	50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円	100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円	200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円	500m <sup>3</sup> 超	220円	公衆浴場汚水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	50円
種類	基本使用料	超過使用料																												
		汚水量	料金																											
一般汚水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円																											
		20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円																											
		30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円																											
		50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円																											
		100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円																											
		200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円																											
		500m <sup>3</sup> 超	220円																											
公衆浴場汚水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	50円																											

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
受 益 者 負 担 金	<p>[目的] 下水道建設事業に要する費用の一部に充てるために、都市計画法、受益者負担金条例に基づき下水道整備によって利益を受ける土地の所有者等から受益者負担金をいただき、より一層の整備促進を図る。</p> <p>[概要] (1) 負担金の額 負担区の区分に応じ 1 平方メートル当たりの金額に地積を乗じた額 1㎡当り 350 円</p> <p>(2) 賦課及び徴収 ①下水道整備済地区に対して翌年度賦課する。 ② 5 年に分割して徴収する。 ③一括納付した場合は、前納報奨金を交付する。 納期前に納付した負担金の額に相当する額に、当該納期前の納期数に応じて報奨金を交付する。 ④負担金の徴収猶予 ・係争地に係る土地 ・現況が田、畑、山林、原野、池、沼等の土地 ・受益者がその財産につき震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき ・その他市長が特に必要と認めたとき</p> <p>⑤負担金の減免 ・国又は地方公共団体が公共の土地に供している土地 ・国又は地方公共団体が使用し、又は使用することを予定している土地 ・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地 ・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 ・生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別な事情があると認められた者。 ・事業のため土地、物件又は金銭を提供した者 ・その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地</p>			

区分	4 市 村 の 現 況																									
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																						
	(3)納期 第1期 7月1日から7月31日 第2期 9月1日から9月30日 第3期 11月1日から11月30日 第4期 2月1日から2月28日																									
コミュニティプラント	<p>[名称] 白河複合団地コミュニティプラント</p> <p>[処理区域] 白河複合型拠点整備事業業務管理兼住宅用地及び福島県文化財センター白河館地内</p> <p>[概要] 処理方式 接触ばっ気方式 処理面積 19,800㎡ 処理人口 2,540人 処理能力 580㎡/日</p> <p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般汚水</td> <td rowspan="7">汚水量 10㎡まで 1,000円</td> <td>10㎡超 20㎡まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>20㎡超 30㎡まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30㎡超 50㎡まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>50㎡超 100㎡まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>100㎡超 200㎡まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>200㎡超 500㎡まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>500㎡超</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基本使用料	超過使用料		汚水量	料金	一般汚水	汚水量 10㎡まで 1,000円	10㎡超 20㎡まで	120円	20㎡超 30㎡まで	130円	30㎡超 50㎡まで	140円	50㎡超 100㎡まで	160円	100㎡超 200㎡まで	180円	200㎡超 500㎡まで	200円	500㎡超	220円			
種類	基本使用料			超過使用料																						
		汚水量	料金																							
一般汚水	汚水量 10㎡まで 1,000円	10㎡超 20㎡まで	120円																							
		20㎡超 30㎡まで	130円																							
		30㎡超 50㎡まで	140円																							
		50㎡超 100㎡まで	160円																							
		100㎡超 200㎡まで	180円																							
		200㎡超 500㎡まで	200円																							
		500㎡超	220円																							

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	[分担金] 1㎡当り 350円 [その他] その他コミュニティプラントに関して必要な事項は白河市下水道条例の定めるところによる。			
農 業 集 落 排 水 事 業	<b>【農業集落排水事業概要】</b> ○久田野地区 計画処理人口 1,990人 供用開始 平成6年6月 ○五箇東部地区 計画処理人口 1,430人 供用開始 平成8年7月 ○皮籠地区 計画処理人口 1,110人 供用開始 平成9年8月 ○小田川地区 計画処理人口 750人 供用開始 平成13年4月 ○本沼地区 計画処理人口 880人 供用開始 平成16年4月 ○五箇中央地区 計画処理人口 580人 供用開始 平成19年4月予定	<b>【農業集落排水事業概要】</b> ○金山地区 計画処理人口 1,780人 供用開始 平成元年11月 ○上願地区 計画処理人口 1,340人 供用開始 平成6年11月 ○番次地区 計画処理人口 1,460人 供用開始 平成8年5月 ○小松地区 計画処理人口 1,100人 供用開始 平成11年11月 ○表郷なか地区 計画処理人口 2,950人 供用開始 平成24年予定	<b>【農業集落排水事業概要】</b> ○中新城地区 計画処理人口 350人 供用開始 昭和58年4月 ○町屋地区 計画処理人口 1,500人 供用開始 昭和63年6月 ○下新城地区 計画処理人口 970人 供用開始 平成2年11月 ○下小屋地区 計画処理人口 950人 供用開始 平成5年12月 ○豊地区 計画処理人口 1,100人 供用開始 平成9年12月 ○限戸地区 計画処理人口 510人 供用開始 平成9年12月	<b>【農業集落排水事業概要】</b> ○釜子地区 計画処理人口 1,990人 供用開始 平成6年4月 ○あぶくま地区 計画処理人口 2,490人 供用開始 平成14年4月
農 業 集 落 排 水 施 設 使 用 料	<b>[概要]</b> ・農業集落排水施設使用者に対して賦課する。 ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末/偶数月 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	<b>[概要]</b> ・農業集落排水処理施設使用者に対して賦課する。 ・毎月徴収。 ・納付期限 毎月末日 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	<b>[概要]</b> ・農業集落排水整備地区の加入者に対して賦課する。 ・毎月徴収（一般及び団体Ⅰ） ※特定業種（団体Ⅱについては、水道使用水量により算定し、隔月末の徴収 ・納付期限 毎月末日 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	<b>[概要]</b> ・農業集落排水施設使用者に対して賦課する。 ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末/奇数月 ・使用料の減免 公益上、その他特別の理由があるとき。

区分	4 市 村 の 現 況																																								
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																					
	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料 (1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>1,050 × 人員</td> </tr> <tr> <td>幼稚園、小学校、中学校等</td> <td>1,050 円 × 0.25 × 人員</td> </tr> <tr> <td>市役所支所、農協支所、診療所等</td> <td>1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)</td> </tr> <tr> <td>遊技場等</td> <td>1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3</td> </tr> <tr> <td>飲食店等</td> <td>1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5</td> </tr> <tr> <td>工場、事務所等</td> <td>1,050 円 × 0.3 × 人員</td> </tr> <tr> <td>駅及び公衆便所等</td> <td>1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p>	区 分	使用料 (1ヶ月につき)	一般家庭	1,050 × 人員	幼稚園、小学校、中学校等	1,050 円 × 0.25 × 人員	市役所支所、農協支所、診療所等	1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)	遊技場等	1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3	飲食店等	1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5	工場、事務所等	1,050 円 × 0.3 × 人員	駅及び公衆便所等	1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4	その他	市長が別に定める	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額</td> </tr> <tr> <td>2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 円未満切り捨て (消費税別)</p>	1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額	2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>基準割額 1,700 円 人員割額 (世帯人員 1 人につき 500 円) の合計額を毎月徴収</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団 体</td> <td>I 基準割額 1,700 円 人員割額 (世帯人員 1 人につき 500 円) の合計額を毎月徴収</td> </tr> <tr> <td>II 大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p> <p>団体 I ・ 団体 II については、日本工業規格建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JASA3302) により確定する。</p>	区 分	使 用 料	一 般	基準割額 1,700 円 人員割額 (世帯人員 1 人につき 500 円) の合計額を毎月徴収	団 体	I 基準割額 1,700 円 人員割額 (世帯人員 1 人につき 500 円) の合計額を毎月徴収	II 大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料 (1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円</td> </tr> <tr> <td>団 体 I 団 体 II</td> <td>1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円</td> </tr> <tr> <td>集落公民館</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>消防屯所</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p> <p>団体 I ・ 団体 II については、日本工業規格建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JASA3302) により確定する。</p>	区 分	使用料 (1ヶ月につき)	一 般	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円	団 体 I 団 体 II	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円	集落公民館	1,800 円	消防屯所	無 料
区 分	使用料 (1ヶ月につき)																																								
一般家庭	1,050 × 人員																																								
幼稚園、小学校、中学校等	1,050 円 × 0.25 × 人員																																								
市役所支所、農協支所、診療所等	1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)																																								
遊技場等	1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3																																								
飲食店等	1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5																																								
工場、事務所等	1,050 円 × 0.3 × 人員																																								
駅及び公衆便所等	1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4																																								
その他	市長が別に定める																																								
1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額																																									
2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割																																									
区 分	使 用 料																																								
一 般	基準割額 1,700 円 人員割額 (世帯人員 1 人につき 500 円) の合計額を毎月徴収																																								
団 体	I 基準割額 1,700 円 人員割額 (世帯人員 1 人につき 500 円) の合計額を毎月徴収																																								
	II 大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収																																								
区 分	使用料 (1ヶ月につき)																																								
一 般	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円																																								
団 体 I 団 体 II	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円																																								
集落公民館	1,800 円																																								
消防屯所	無 料																																								
加入負担金	設定なし	設定なし	<p>[加入金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入者 排水設備の新設の工事及び改造の工事の申込者</li> <li>・ 加入金の額 100,000 円</li> </ul> <p>○実績 (H13 ~ H15) 実績なし</p>	<p>[加入金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入者 排水設備の新設工事申込者</li> <li>・ 加入金の額 100,000 円</li> </ul> <p>○実績 (H13 ~ H15)</p> <p>H 13 1 件 H 14 1 件 H 15 1 件</p>																																					

□ 料金比較表

【水道料金】

○上水道（白河市・表郷村・東村）を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	量水器口径 13 mm			量水器口径 20 mm		
	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用
白河市	1,165	2,236	4,263	2,037	3,108	5,134
表郷村	1,953	3,843	5,733	2,047	3,937	5,827
東 村	1,900	3,213	4,840	1,995	3,307	4,935
最高と最低の差	788	1,607	1,470	52	829	892

○簡易水道（白河市・大信村）を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	量水器口径 13 mm			量水器口径 20 mm		
	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用
白河市	892	1,995	3,097	1,050	2,152	3,255
大信村	1,370	2,670	3,970	1,440	2,740	4,040
差	478	675	873	390	588	785

【農業集落排水処理施設使用料】

○農業集落排水処理施設を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
白河市	3,150	4,200	5,250	6,300	7,350	8,400
表郷村	3,444	3,717	3,990	4,263	4,536	4,809
大信村	3,200	3,700	4,200	4,700	5,200	5,700
東 村	3,307	3,780	4,252	4,725	5,197	5,670
最高と最低の差	294	500	1,260	2,037	2,814	3,591

## □ 先進事例

### 【さぬき市】（香川県）

#### （上水道）

- 1 水道事業会計は合併時に統一を図る。
- 2 料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。
- 3 給水区域については、現行のとおりとする。
- 4 負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- 5 手数料については、竣工検査新設工事 20 mm以下 1,500 円、25 mm以上 3,000 円、給水装置工事事業者指定 10,000 円、給水装置工事事業者指定変更 1,000 円、開始手数料 20 mm以下 1,500 円、25 mm以上 3,000 円とする。
- 6 上水道施設整備協力金については、メーター口径 13 mm 80,000 円、20 mm 240,000 円、25 mm 320,000 円、30 mm 533,000 円、40 mm 800,000 円、50 mm 1,333,000 円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの 56,000 円、単身入居を対象としたもの 48,000 円とする。
- 7 水道運営委員会については、新市において設置する。
- 8 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。
- 9 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。
- 10 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

#### （下水道）

- 1 公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- 2 公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。
- 3 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。
- 4 合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。
- 6 水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。
- 7 下水道事業基金については、新市において設置する。
- 8 下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。
- 9 私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。



## 【西予市】（愛媛県）

### （簡易水道）

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。
- 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。
- 4 加入金については、当面現行のとおりとする。
- 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

### （上水道）

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりとする。
- 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。
- 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。
- 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。
- 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

### （下水道）

- 1 公共下水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。
  - （1）工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後ゆるやかに調整する。
  - （2）利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。
- 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 【田村地方5町村合併協議会】

- 1 水道事業及び簡易水道事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 水道事業会計及び簡易水道事業特別会計は、それぞれ合併時に統合する。
- 3 拡張事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に新たな事業計画を策定する。
- 4 使用料及び加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。
- 5 各種手数料については、合併時に統一する。ただし、給水装置工事事業者指定手数料については、新たに更新手数料の規定を設ける。
- 6 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。
- 7 下水道整備事業は合併時に統合し、事業認可については、合併後速やかに申請する。
- 8 下水道使用料及び受益者負担金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、供用地区の拡大に伴い、あらためて調整する。
- 9 農業集落排水処理施設整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 農業集落排水処理施設使用料及び加入金は、現行のとおりとする。

## 協議第44号

### 各種事務事業の取扱い（教育に関する事務／学校教育関係）について 【協定項目24－（6）－ア】

各種事務事業の取扱い（教育に関する事務／学校教育関係）について、次のとおり提案する。

- 1 奨学資金、入学一時金の貸与については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後3ヶ年を目途に統一する。なお、合併前の貸与については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。奨学生選考委員会については新市において再編する。
- 2 幼稚園の授業料については、合併年度の翌年度から白河市、表郷村、大信村の例により統一する。3年保育及び預かり保育については、新市において全幼稚園で実施することを基本とし、実施年度については新市において検討する。預かり保育の保育料については、合併年度の翌年度から東村の例により統一する。
- 3 小・中学校の児童・生徒への遠距離通学に関する支援については、現状維持を原則とし、幼稚園の通園バス利用者負担については、合併後3ヶ年を目途に統一する。
- 4 スクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、将来新市においてはスクールバスの所有を廃止するものとし、民間委託を推進する。
- 5 小・中学校の通学区域については現行のとおりとし、新市において通学区域検討審議会を設置する。
- 6 小学校の英語教育活動については、新市において充実した英語教育活動が行えるよう外国語指導助手を配置する。
- 7 スクールカウンセラーについては、合併の翌年度から新市の全小・中学校を補う体制を推進するものとし、心の相談員については、その状況に応じて対応する。
- 8 学校給食については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市においてセンター方式への切り替えを検討する。なお、調理業務については計画的に民間委託を推進する。給食費については、現行のとおりとし、合併後5年を目途に統一する。

- 9 表郷村、大信村、東村のヘルメット支給及び補助事業については、児童・生徒の事故時の安全確保のため、新市において表郷村の例により小学校3年生と中学校1年生を対象に実施する。
- 10 表郷村の新入学児童生徒ランドセル・カバン贈呈事業については、合併後5ヶ年を目途に廃止する。

平成16年9月9日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.24-(6)-ア	各種事務事業の取扱い（教育に関する事務／学校教育関係）
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨学資金、入学一時金の貸与については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後3ヶ年を目途に統一する。なお、合併前の貸与については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。奨学生選考委員会については新市において再編する。</li> <li>2 幼稚園の授業料については、合併年度の翌年度から白河市、表郷村、大信村の例により統一する。3年保育及び預かり保育については、新市において全幼稚園で実施することを基本とし、実施年度については新市において検討する。預かり保育の保育料については、合併年度の翌年度から東村の例により統一する。</li> <li>3 小・中学校の児童・生徒への遠距離通学に関する支援については、現状維持を原則とし、幼稚園の通園バス利用者負担については、合併後3ヶ年を目途に統一する。</li> <li>4 スクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、将来新市においてはスクールバスの所有を廃止するものとし、民間委託を推進する。</li> <li>5 小・中学校の通学区域については現行のとおりとし、新市において通学区域検討審議会を設置する。</li> <li>6 小学校の英語教育活動については、新市において充実した英語教育活動が行えるよう外国語指導助手を配置する。</li> <li>7 スクールカウンセラーについては、合併の翌年度から新市の全小・中学校を補う体制を推進するものとし、心の相談員については、その状況に応じて対応する。</li> <li>8 学校給食については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市においてセンター方式への切り替えを検討する。なお、調理業務については計画的に民間委託を推進する。給食費については、現行のとおりとし、合併後5年を目途に統一する。</li> <li>9 表郷村、大信村、東村のヘルメット支給及び補助事業については、児童・生徒の事故時の安全確保のため、新市において表郷村の例により小学校3年生と中学校1年生を対象に実施する。</li> <li>10 表郷村の新入学児童生徒ランドセル・カバン贈呈事業については、合併後5ヶ年を目途に廃止する。</li> </ol>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
奨学資金貸与、入学一時金貸付関係	<p><b>【白河市奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①白河市内に引き続き1年以上住所を有していること。</li> <li>②品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。</li> <li>③経済的理由により修学が困難と認められること。</li> </ol> <p>※連帯保証人 2名</p> <p>(奨学資金額：月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校及び高等専門学校在学者 10,000円</li> <li>・大学及び専修学校在学者 25,000円</li> </ul> <p>(奨学資金の交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3箇月分を合わせて本人に交付</li> </ul> <p>(貸与期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生の在学する学校の正規の修学期間</li> </ul>	<p><b>【表郷村奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①表郷村に引き続き1年以上住所を有していること。</li> <li>②品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。</li> <li>③経済的理由により就学が困難と認められること。</li> </ol> <p>※連帯保証人 1名</p> <p>(奨学資金額：月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校及び高等専門学校在学者 10,000円</li> <li>・大学及び専修学校在学者 25,000円</li> </ul> <p>(奨学資金の交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3箇月分を合わせて本人に交付</li> </ul> <p>(貸与期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生の在学する学校の正規の修学期間</li> </ul>	<div style="font-size: 4em; line-height: 1;">/</div>	<p><b>【東村育英基金奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①奨学生及びその父母等が東村に引き続き1年以上居住していること</li> <li>②品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。</li> <li>③経済的理由により就学が困難と認められること。</li> </ol> <p>※連帯保証人 2名</p> <p>(奨学資金額：月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 20,000円以内</li> <li>・高等専門学校 26,000円以内</li> <li>・短期大学及び大学 40,000円以内</li> </ul> <p>(奨学資金の交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数月分を合わせて交付</li> </ul> <p>(貸与期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生の在学する学校等の正規の修学期間</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	(償還) ・卒業の月の6箇月後から15年以内に奨学資金の全額を月賦で償還 ・無利子  (平成15年度実績) ・高等学校及び高等専門学校生 15名 1,800千円 ・大学、専修学校生 74名 22,200千円	(償還) ・卒業の月の6箇月後から8年以内に奨学資金の全額を月賦で償還 ・無利子  (平成15年度実績) ・高等学校、高等専門学校生 1名 120千円 ・大学、専修学校生 12名 3,600千円	/	(償還) ・卒業の月の6箇月後から7年以内に年賦、半年賦及び月賦で償還 ・無利息  (平成15年度実績) ・高等学校、高等専門学校生 貸付なし ・短期大学及び大学 5名 2,160千円
	<b>【白河市大学入学一時金貸付】</b> (資格) ①入学を許可された学生の保護者。 ②経済的理由により借受けを必要とする者。 ③白河市に引き続いて3年以上居住する者。 ④白河市に居住し、保証の能力を有する保証人が2人あること。 ⑤前年の所得が450万円以内であること。  (貸付額及び利息) ・1人 400,000円以内 無利子  (償還) ・修業年限が終了した年から5年以内に全額を年賦又は月賦で償還  (平成15年度実績) 4名 1,600千円	/	/	/
	<b>【白河市奨学生選考委員会】</b> (目的) ・奨学生選考に関しての、調査及び審議 (委員)7名以内で組織 ・教育委員 ・中学校代表 ・高等学校代表 ・学識経験者  (任期) 2年	<b>【表郷村奨学生選考委員会】</b> (目的) ・奨学生選考に関しての、調査及び審議 (委員)10名以内で組織 ・教育委員 ・助役又は収入役 ・村議会議員 ・中学校代表 ・教育次長 (任期) 2年	/	<b>【選考委員会】</b> (目的) ・奨学生選考に関しての、調査及び審議 (委員)20名以内で組織 ・村関係者 ・教育委員会関係者 ・議会関係者 ・学校関係者 ・学識経験者 (任期) 1年

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
幼稚園関係	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 5 ・五箇幼稚園 ・小田川幼稚園 ・大沼幼稚園 ・白坂幼稚園 ・関辺幼稚園</p> <p>(保育体制) ・小田川、大沼、白坂、関辺幼稚園 3年保育 ・五箇幼稚園 2年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 6日 ・7月 20日～8月 25日 ・12月 23日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園保育料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・表郷幼稚園</p> <p>(保育体制) ・2年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 7日 ・7月 21日～8月 24日 ・12月 24日～1月 14日 ・3月 21日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・大信幼稚園</p> <p>(保育体制就園期間) ・3年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 10日 ・7月 21日～8月 25日 ・12月 21日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・東幼稚園</p> <p>(保育体制) ・3年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 7日 ・7月 21日～8月 25日 ・12月 21日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 3,500円</p>
		<p>【預かり保育】 ○H 16年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 5,000円 ・短期(1日) 200円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>	<p>【預かり保育】 ○H 16年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 3,000円 8月のみ 5,000円 ・短期(1日) 200円 8月のみ 300円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>	<p>【預かり保育】 ○H 12年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 3,000円 ・短期(1日) 300円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
遠距離通学関係	<p><b>【遠距離通学費補助金】</b> (目的) ・白河中央中学校に通学する遠距離の生徒に対する通学補助</p> <p>(対象) ・関辺、旗宿地区に住所がある生徒</p> <p>(補助額) ・バス定期券の額 (全額補助)</p> <p>(平成 15 年度実績) 100 名 12,106,930 円</p>	<p><b>【遠距離通学費補助金】</b> (目的) ・JR バス通学児童の交通費に対する補助</p> <p>(対象) ・表郷小学校に JR バスで通学する児童</p> <p>(補助額) ・バス定期券の額 (全額補助)</p> <p>(平成 15 年度実績) 137 名 4,712,020 円</p>	<p><b>【遠距離通学費補助金】</b> (目的) ・小、中学校に通学する遠距離の児童、生徒に対する通学援助</p> <p>(対象) ・通学距離が村内各小学校へ片道 4 km 以上、大信中学校へ片道 6 km 以上の児童、生徒</p> <p>(補助額) ・小学校 1 名当たり 年間 3,000 円 ・中学校 1 名当たり 年間 3,000 円</p> <p>(平成 15 年度実績) 小学校 1 名 3,000 円 中学校 25 名 75,000 円</p>	/
スクールバスの管理運営	<p>(運行の概要) ・小学校 旗宿地区児童の関辺小学校通学に対し、民間業者に委託し運行。 (全面委託：台数 2 台)</p> <p>(利用者負担) ・なし (全額市負担)</p> <p>(予算関係) ・小学校 通学バス運行委託 9,009 千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園 大字金山地区、J R バス路線以外の通学路を運行。 (運転業務委託：1 台)</p> <p>・小学校 大字金山地区、J R バス路線以外の通学路を運行 (運転業務委託：3 台)</p> <p>(利用者負担) ・幼稚園児 園より 2 km 以内 月額 2,800 円 4 km 以内 月額 3,850 円 6 km 以内 月額 4,920 円 ・小学校児童は無料</p> <p>(予算関係) ・幼稚園 送迎バス運転委託 4,048 千円 需用費 (燃料費) 269 千円 役務費 (損害保険料) 17 千円 公課費 (自動車重量税) 38 千円 ・小学校 スクールバス運転委託 8,433 千円 需用費 (燃料費) 576 千円 役務費 (保険料) 92 千円 公課費 (重量税) 189 千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園、小学校 幼稚園全園児の送迎及び旧隈戸小学校区域の児童・生徒の送迎 として運行。その他、校外活動等 (全 4 校対象) 教育上必要と認めた場合に運行。 (運転業務委託：2 台)</p> <p>(利用者負担) ・なし (全額村負担)</p> <p>(予算関係) ・幼稚園、小学校 バス運転管理委託 10,233 千円 需用費 (燃料費) 1,100 千円 役務費 (損害保険料) 33 千円 公課費 (自動車重量税) 126 千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園 近隣及び保護者の送迎を除き園児送迎として運行。 (運転業務委託：2 台)</p> <p>(利用者負担) ・月額 1,500 円</p> <p>(予算関係) ・幼稚園 運転業務委託料 3,990 千円 需用費 (燃料費) 318 千円 役務費 (損害保険料) 78 千円 公課費 (自動車重量税) 63 千円</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
小・中学校通学区域 設定関係	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小、中学校の通学区域の決定は、白河市立小学校・中学校通学区域検討審議会の答申を受け、白河市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則により設定する。</li> </ul>	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村内の小、中学校は各1校で通学区域は村内に住所を有する者</li> </ul>	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大信村公立小学校及び中学校の通学区域に関する規則により設定する。</li> </ul>	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校及び中学校の通学区域の決定は、規則により設定する。</li> </ul>
	<p><b>【白河市立小学校・中学校通学区域検討審議会】</b></p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白河市立小学校及び中学校の通学区域の適正化を図るため。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者 6名以内</li> <li>公共的団体の構成員 8名以内</li> </ul> <p>(任期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2年</li> </ul> <p>(委員報酬)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白河市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例による金額</li> </ul>			
小学校の英語教育活動	<p>(目的)</p> <p>国際化の進展や社会のニーズに応じて、小学校の子どもに対して直接外国人とふれあう機会を設けることにより、正しい国際理解の素地を養うとともに、外国語に触れ、慣れ、親しませる機会とする。さらに6年生では、中学1年生での英語学習に対する意欲づけを目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校専門に1名配置</li> <li>市内全校の6年生全学級に週1時間派遣</li> <li>学級担任と英語指導助手とのチームティーチングで実施</li> <li>中学校の英語教諭の協力を得て、35コマ分の年間計画を作成</li> <li>小学校英語学習指導法研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3時間1講座、3講座で315千円支出</li> <li>② 夏季休業中に2日間、外部講師を招き、第6学年担任を対象に研修会を開催</li> </ul> </li> </ul>	<p>(目的)</p> <p>国際理解のための一環として、「聞く・話す」力に重点を置き、「読む・書く」力にもつながる総合的な英語活動を目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小、中学校対象に1名配置</li> <li>週3回の定期訪問(月、水、金)</li> <li>授業時数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1～2年生が年間15～30時間</li> <li>3～6年生が年間22～35時間。</li> </ul> </li> <li>全回数をホームルームティーチャーと英語指導助手とのチームティーチングで実施し、国際理解教育の補助を実施</li> </ul>	<p>(目的)</p> <p>国際理解のための一環として、「聞く・話す」力に重点を置き、「読む・書く」力にもつながる総合的な英語活動を目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校専門に1名配置</li> <li>各校週1回の定期訪問(火～木)、週2回(月・金)授業時数に応じた訪問を併せて行う。</li> <li>授業時数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1～2年生が年間15～30時間</li> <li>3～6年生が年間22～35時間</li> </ul> </li> <li>全回数をホームルームティーチャーと英語指導助手とのチームティーチングで実施し、国際理解教育の補助を実施</li> <li>カリキュラムの作成と改善</li> <li>教職員への英会話研修の講師</li> </ul>	<p>(目的)</p> <p>国際理解のための一環として、「聞く・話す」力に重点を置き、「読む・書く」力にもつながる総合的な英語活動を目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小、中学校対象に1名配置</li> <li>週1回の定期訪問(月～金曜日)</li> <li>授業時数 <ul style="list-style-type: none"> <li>年間24時間</li> </ul> </li> <li>全回数をホームルームティーチャーと英語指導助手とのチームティーチングで実施し、国際理解教育の補助実施</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スクールカウンセラー、心の相談員設置事業	<p><b>【スクールカウンセラー】</b></p> <p>(設置の趣旨) 不登校やいじめ等の生徒指導上の問題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっているため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置。</p> <p>(配置校) ○市単独のカウンセラー 1名 ・白河第三小学校 ・東北中学校 ○ハートウォームプランカウンセラー 1名 ・白河第一小学校 ○県スクールカウンセラー活用事業 2名 ・白河中央中学校 ・白河第二中学校</p> <p>(活動内容) ○勤務形態 年 35 週、週 1 回あたり 8 時間 ○職務 ①児童生徒へのカウンセリング ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの</p>	<p><b>【心の相談員】</b></p> <p>(設置の趣旨) 生徒たちの悩み、不安、ストレスを和らげることができるよう、第三者的な相談員としての「心の教室相談員」を配置し、生徒一人一人がゆとりをもって充実した学校生活を送れるような環境づくりに努めるとともに、その活用と効果に関する調査研究を行う。</p> <p>(配置校) ○村単独相談員 1名 ・表郷中学校</p> <p>(活動内容) ○勤務形態 年 35 週、週 3 回、1 回あたり 4 時間 ○職務 ①児童生徒へのカウンセリング ②地域と学校の連携の支援 ③その他学校の教育活動の支援</p>	<p><b>【心の相談員】</b></p> <p>(設置の趣旨) 生徒たちの悩み、不安、ストレスを和らげることができるよう、第三者的な相談員としての「心の教室相談員」を配置し、生徒一人一人がゆとりをもって充実した学校生活を送れるような環境づくりに努めるとともに、その活用と効果に関する調査研究を行う。</p> <p>(配置校) ○村単独相談員 1名 ・大信中学校</p> <p>(活動内容) ○勤務形態 年 105 日、1 日あたり 4 時間 ○職務 ①生徒へのカウンセリング ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④その他生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの</p>	<p><b>【村独自事業】</b></p> <p>(設置の趣旨) 登校傾向生徒の心のケア及び普通教室への復帰促進 ・悩みを持つ生徒の自力解決支援 ・心の居場所となる相談室の工夫改善 上記の相談業務を行う。</p> <p>(配置校) ○村単独相談員 1名 ・東中学校</p> <p>(事業内容) ○勤務形態 月 17 日、1 日 6 時間 週 30 時間以内 ○職務 ①生徒へのカウンセリング ②生徒の進路相談 ③カウンセリングに関し、教職員、保護者への助言、援助 ④その他カウンセリングに関し、必要と認められるもの</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
学校給食関係	<p>○実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン・麺週2回)</li> </ul> <p>○実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター 白河市学校給食センター</li> <li>・単独校 白河第一小学校 白河第二小学校 白河第五小学校 関辺小学校 白河南部中学校</li> </ul> <p>○給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食261円 年間実施回数185回～188回</li> <li>・中学校1食295円 年間実施回数185回～188回 月額/人×10ヶ月</li> </ul>	<p>○実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン・麺週2回)</li> </ul> <p>○実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷小学校</li> <li>・表郷中学校</li> </ul> <p>○給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食230円 年間実施回数185回～188回</li> <li>・中学校1食265円 年間実施回数185回～188回 月額/人×10ヶ月</li> </ul>	<p>○実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週4回、パン週1回)</li> </ul> <p>○実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村学校給食共同調理場</li> </ul> <p>○給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園1食257円 年間実施回数156回</li> <li>・小学校1食259円 年間実施回数184回</li> <li>・中学校1食300円 年間実施回数184回</li> </ul>	<p>○実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン週2回)</li> </ul> <p>○実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釜子小学校</li> <li>・小野田小学校</li> <li>・東中学校</li> </ul> <p>○給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食257円 年間実施回数185回～188回</li> <li>・中学校1食300円 年間実施回数185回～188回</li> </ul>
その他の事業等	/	<p><b>【ヘルメット支給事業】</b></p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学3年及び中学1年の児童生徒に村がヘルメットを支給</li> </ul> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額 (購入単価 1,800円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 296千円</p>	<p><b>【ヘルメット購入助成事業】</b></p> <p>(事業の概要)</p> <p>中学1年生のヘルメット購入に対する補助。</p> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり 1,000円を助成 (購入単価 1,940円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 65千円</p>	<p><b>【ヘルメット支給事業】</b></p> <p>(事業の概要)</p> <p>小学4年及び中学1年の児童生徒に村がヘルメットを支給</p> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額 (購入単価 2,150円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 380千円</p>
		<p><b>【ランドセル・カバン贈呈事業】</b></p> <p>(事業の概要)</p> <p>小・中学校の新入学児童生徒に対するランドセル、カバンの贈呈</p> <p>(村負担額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校新入学児童1人当たり 11,000円</li> <li>・中学校新入学児童1人当たり 7,800円</li> </ul>	/	/

## 先進事例

### □さぬき市（香川県）

#### （学校教育関係）

##### 1 幼稚園

- (1) 授業料及び入園料は現行のとおりとする。
- (2) 保育時間は、新市において統一して実施する。
- (3) 給食は現行のとおりとする。
- (4) 入園資格、定員及び学級数は当面現行のとおりとする。但し、新市において検討を行う。
- (5) 授業料等減免並びに私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

##### 2 各種委員会等

心身障害児就学指導委員会、遠距離通学者等対策委員会は新市において新たに設置する。

##### 3 その他事業

奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。奨学金の額は、次のとおりとする。

【高等学校生徒、高等専門学校生徒】15,000円/月、貸付期間 5年以内

【大学生徒、専修学校生徒】37,000円/月、貸付期間 4年以内

#### （学校給食関係）

##### 1 施設等

当面、現行のとおりとする。但し、新市において施設、給食費等の検討を行う。

##### 2 運営委員会

新市において新たに設置する。

### □東かがわ市（香川県）

- 1 奨学金については、新市に移行後、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。
- 2 給食費については、単価を統一する。給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。
- 3 スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。
- 4 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。
- 5 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。
- 6 預かり保育については、保育に係る幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育を実施しない日については、新市に移行後、随時調整する。預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。

### □田村地方5町村合併協議会

- 1 学校教育事務事業は教育環境の充実、教職員の資質の向上に努めることを基本とし調整する。
- 2 要田幼稚園、要田小学校及び要田中学校の就園、就学に係る三春町との教育事務の受委託は現行のとおりとする。
- 3 幼稚園の入園料及び保育料は5,500円とする。
- 4 幼稚園預かり保育事業及び放課後健全育成事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 学校給食事業は現行のとおり引き継ぐものとし、合併後、再編を検討する。
- 6 奨学資金支給事業は新市において事業内容を統一し実施するものとし、現在、町村において貸与している奨学資金は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 中学生生徒海外派遣事業は事業内容を新市において調整し、合併後2年を目途に実施する。
- 8 遠距離通学費補助事業は継続して実施するものとし、新市において事業内容を調整する。なお、園児に対する遠距離通学費補助は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 9 学校教育関連補助事業は継続して実施するものとし、新市において事業内容を調整する。

第6回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年9月24日(金) 午後1時30分	ホテル&コテージ白河関の里(表郷村)